

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年2月20日 提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷口 嘉邦
【電話番号】	03-6731-4720
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田ライフプランファンド20、明治安田ライフプランファンド50、明治安田ライフプランファンド70（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「ファンド」または「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて、発行価額の総額は5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

各ファンドについて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

当ファンドは、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、2.16%となります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

自動けいぞく投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

(7)【申込期間】

平成26年2月21日から平成26年8月20日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として販売会社の本支店等とします。

販売会社につきましては下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額)を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年1回(毎年5月20日。休業日の場合は翌営業日)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的および基本的性格】

「明治安田ライフプランファンド」は、「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」および「明治安田ライフプランファンド70」の3本のファンドから構成され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	年12回 (毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型）））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

ファンドの特色

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

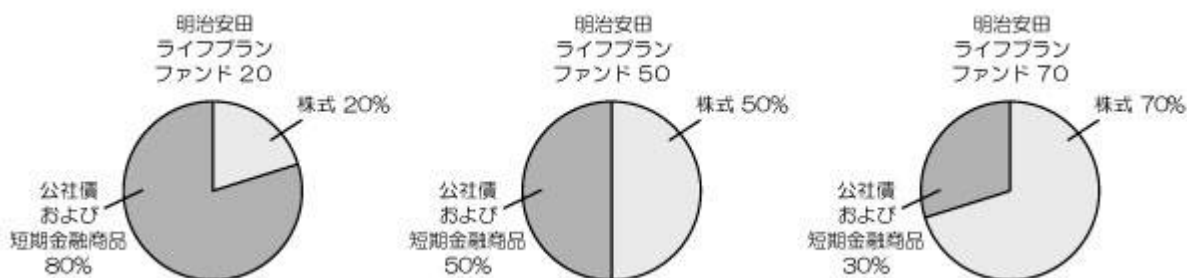
ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

	明治安田ライフ プランファンド 20 基準組入比率	明治安田ライフ プランファンド 50 基準組入比率	明治安田ライフ プランファンド 70 基準組入比率	3ファンド 共通変動幅
株式アセット	20.0%	50.0%	70.0%	±10%程度
明治安田日本株式マザーファンド	15.0%	30.0%	40.0%	±5%程度
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
明治安田欧州株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
債券アセット	77.0%	47.0%	27.0%	±10%程度
明治安田日本債券マザーファンド	62.0%	32.0%	17.0%	±5%程度
明治安田外国債券マザーファンド	15.0%	15.0%	10.0%	±5%程度
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	±5%程度

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。

資産配分の異なる3つのファンドによって、お客様のリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

ファンドマネージャーの判断で適宜行う場合があります。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

< マザーファンドの運用手法 >

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田 日本株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	経済・社会動向の調査や企業調査において、グローバル・ベースのアプローチを行うと同時に、データ化された調査結果に基づいた個別銘柄選定により、超過収益の獲得を目指した運用を行います。
明治安田 日本債券 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田 外国債券 マザーファンド	UBSグローバル・ アセット・マネジメント (UK) リミテッド	定量モデルやクレジット・リサーチによるファンダメンタルズ分析と、経済調査、市場心理、テクニカル要因などの市場動向分析を踏まえ、世界の運用拠点からもたらされる調査・分析や情報も活用し、リスク管理を踏まえた運用プロセスにより、運用を行います。

（２）【ファンドの沿革】

- 平成12年5月31日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始
- 平成16年1月1日 「YPWライフプランファンド20」から「安田ライフプランファンド20」へ、「YPWライフプランファンド50」から「安田ライフプランファンド50」へ、「YPWライフプランファンド70」から「安田ライフプランファンド70」へ、それぞれファンド名を変更
- 平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継
- 「安田ライフプランファンド20」から「明治安田ライフプランファンド20」へ、「安田ライフプランファンド50」から「明治安田ライフプランファンド50」へ、「安田ライフプランファンド70」から「明治安田ライフプランファンド70」へ、ファンド名変更
- 「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更
- 平成22年10月1日 投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」に変更
- 平成23年4月1日 投資対象である明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

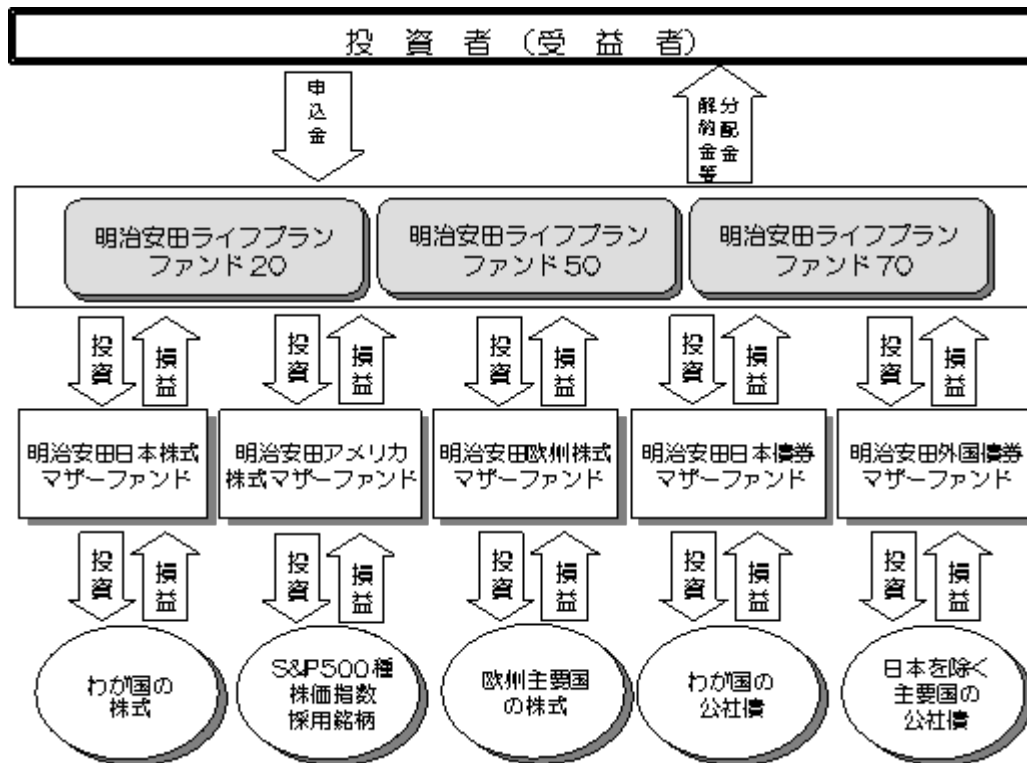
「明治安田ライフプランファンド」のマザーファンドである「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田欧州株式マザーファンド」および「明治安田日本債券マザーファンド」については平成12年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については平成12年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については平成12年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

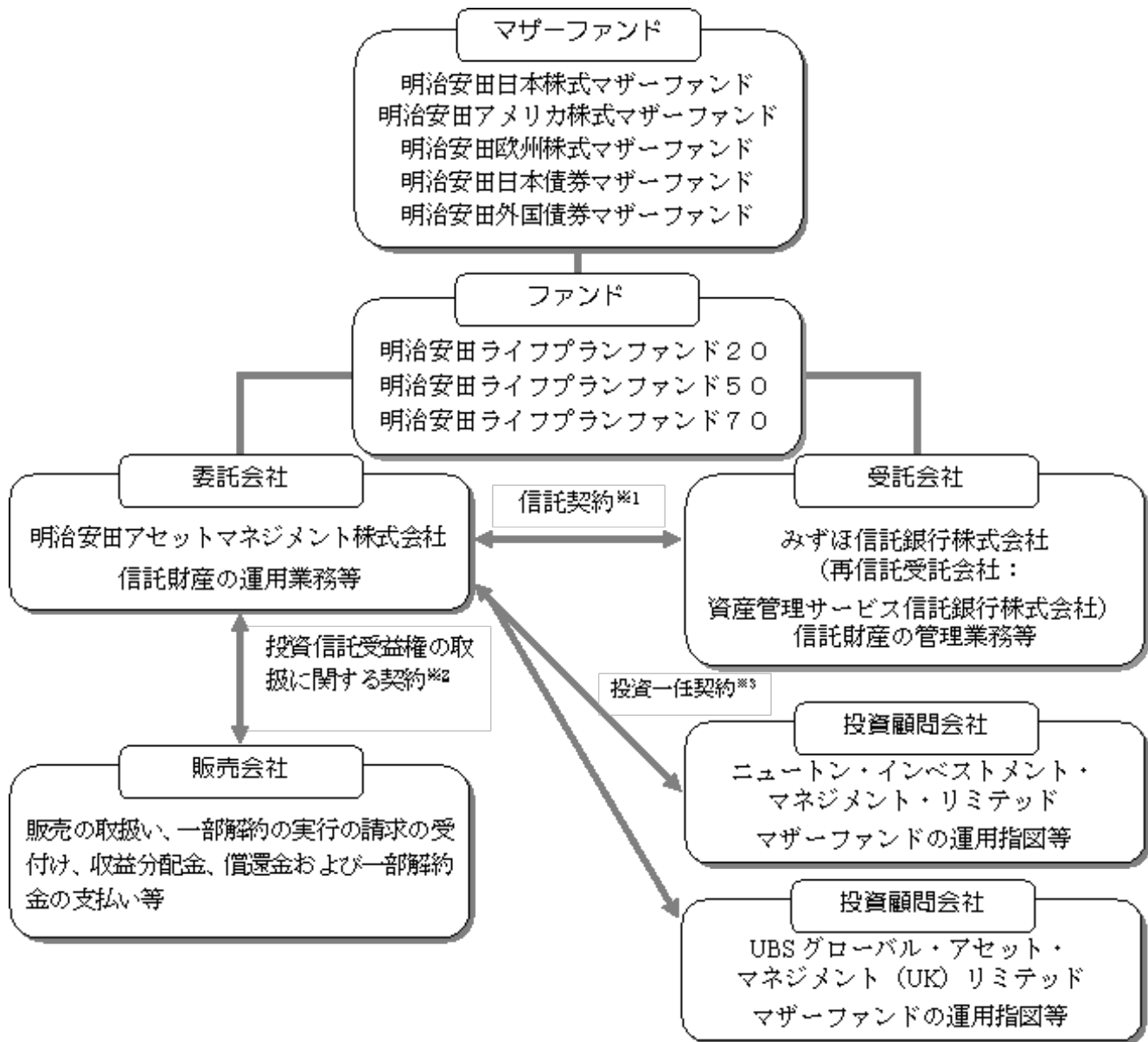


損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社
UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
（「UBS社」ということがあります。）
明治安田外国債券マザーファンドの運用指図を行います。

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
（「ニュートン社」ということがあります。）
明治安田欧州株式マザーファンドの運用指図を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金：10億円（本書提出日現在）

2. 委託会社の沿革：

- 昭和61年11月 コスモ投信株式会社設立
- 平成10年10月 ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
- 平成12年2月 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
- 平成12年7月 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
- 平成21年4月 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
- 平成22年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1)投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。

<明治安田ライフプランファンド20>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の20%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の80%程度とします。

<明治安田ライフプランファンド50>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とします。

<明治安田ライフプランファンド70>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%程度とします。

各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

<明治安田欧州株式マザーファンド>

ファンドマネージャーの判断で適宜行う場合があります。

<明治安田外国債券マザーファンド>

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

マザーファンドの投資方針

< 明治安田日本株式マザーファンド >

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。

ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

S&P500種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。

株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によって為替ヘッジを行う場合があります。

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。

「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターを特定化・計量化し、その中でも様々な運用環境下で有効だと考えられるファクターを組合わせて構築される独自モデル（株式ランキングシステム）により計測された個別銘柄株式ランキングに基づき運用を行う手法です。この運用プロセスは一貫して定量的に遂行されていきます。

本商品は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P500が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&Pの当社に対する唯一の関係は、S&P及びS&P500の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&Pは、S&P500に関する決定、作成及び計算において、当社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行う。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。

S&Pは、S&P500の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&Pは、S&P500に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータの使用により、当社、本商品の所有者又は他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはない。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。

ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

外貨建資産の為替ヘッジは、ファンドマネージャーの判断で適宜行う場合があります。

MSCIヨーロッパ指数とは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

< 明治安田日本債券マザーファンド >

1. 基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

シティグループ日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

シティグループ日本国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数で、日本の代表的な国債のパフォーマンスを時価総額加重平均で表しています。シティグループ日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

格付とは、格付機関によって国や企業が発行する債券に付与される等級のことをいいます。債券の信用力や元本や利息の支払い能力等を格付機関が総合的に分析し、ランク付けしたものです。格付については、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ社（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P）等の格付機関によって付与される格付を用います。以下同じ。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。

投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

日本を除く主要国の公社債等の運用指図に関する権限は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として1.から5.までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の6.から27.までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド

2. 明治安田欧州株式マザーファンド

3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

4. 明治安田日本債券マザーファンド

5. 明治安田外国債券マザーファンド

6. 株券または新株引受権証券

7. 国債証券

8. 地方債証券

9. 特別の法律により法人の発行する債券

10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

15. コマーシャル・ペーパー

16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6.から16.の証券または証書の性質を有するもの

18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

22. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

23. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

25. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で前26.の有価証券の性質を有するもの

なお、6.の証券または証書、17.ならびに22.の証券または証書のうち6.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7.から11.までの証券ならびに17.および22.の証券または証書のうち7.から11.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18.および19.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

各マザーファンドの運用につきましては、前記「１ ファンドの性格（２）ファンドの仕組み < マザーファンドの運用手法 >」ならびに「２ 投資方針 マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、明治安田アセットマネジメント株式会社において日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、当初の基準ポートフォリオに戻します。

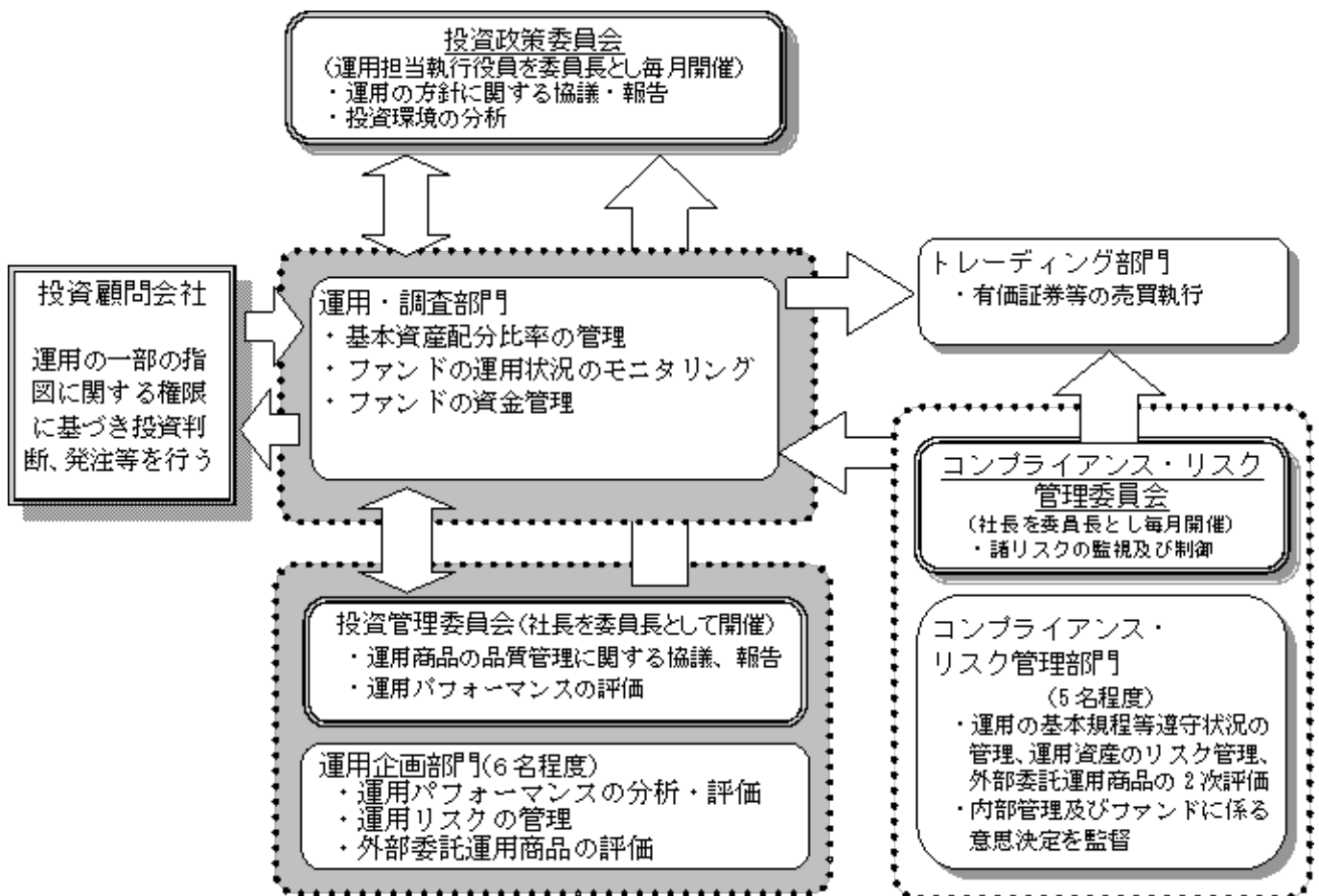
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用ガイドライン等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用ガイドライン等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

年1回(毎年5月20日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

<明治安田ライフプランファンド20>

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

<明治安田ライフプランファンド50>

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

<明治安田ライフプランファンド70>

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

<各ファンド共通>

1. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前 の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

4. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

5. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

6. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

前 の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出により取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

7. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8

項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10. 有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

11. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前 の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前 の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

12. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前 の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前 の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

前 の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

13. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

14. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前 の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前 の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

15. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドの主なリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

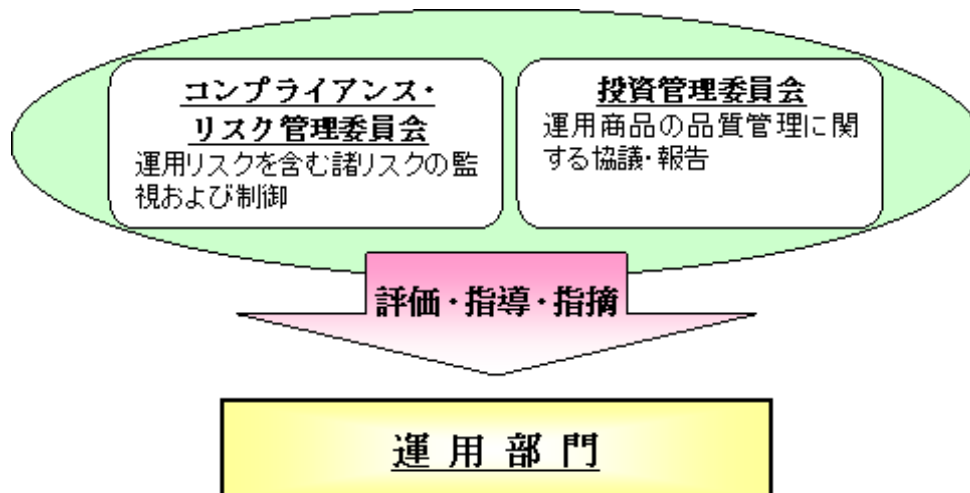
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、2.16%となります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

（年率）

ファンド名	合計	内訳
明治安田ライフプランファンド 20	0.945% (税抜0.9%)	委託会社 0.504% (税抜0.48%) 販売会社 0.3885% (税抜0.37%) 受託会社 0.0525% (税抜0.05%)
明治安田ライフプランファンド 50	1.239% (税抜1.18%)	委託会社 0.609% (税抜0.58%) 販売会社 0.5565% (税抜0.53%) 受託会社 0.0735% (税抜0.07%)
明治安田ライフプランファンド 70	1.3755% (税抜1.31%)	委託会社 0.6615% (税抜0.63%) 販売会社 0.63% (税抜0.6%) 受託会社 0.084% (税抜0.08%)

<消費税率が8%となる平成26年4月1日以降>

（年率）

ファンド名	合計	内訳
明治安田ライフプランファンド 20	0.972% (税抜0.9%)	委託会社 0.5184% (税抜0.48%) 販売会社 0.3996% (税抜0.37%) 受託会社 0.054% (税抜0.05%)
明治安田ライフプランファンド 50	1.2744% (税抜1.18%)	委託会社 0.6264% (税抜0.58%) 販売会社 0.5724% (税抜0.53%) 受託会社 0.0756% (税抜0.07%)
明治安田ライフプランファンド 70	1.4148% (税抜1.31%)	委託会社 0.6804% (税抜0.63%) 販売会社 0.648% (税抜0.6%) 受託会社 0.0864% (税抜0.08%)

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦收受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6カ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

投資顧問報酬

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している各投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、各ファンドに係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・インベストメント・ マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
明治安田 外国債券 マザーファンド	UBSグローバル・アセット・マネジ メント（UK）リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32.5の率を乗じて得た額

明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヶ月間と後半の6ヶ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除して得られる額です。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

個別元本について

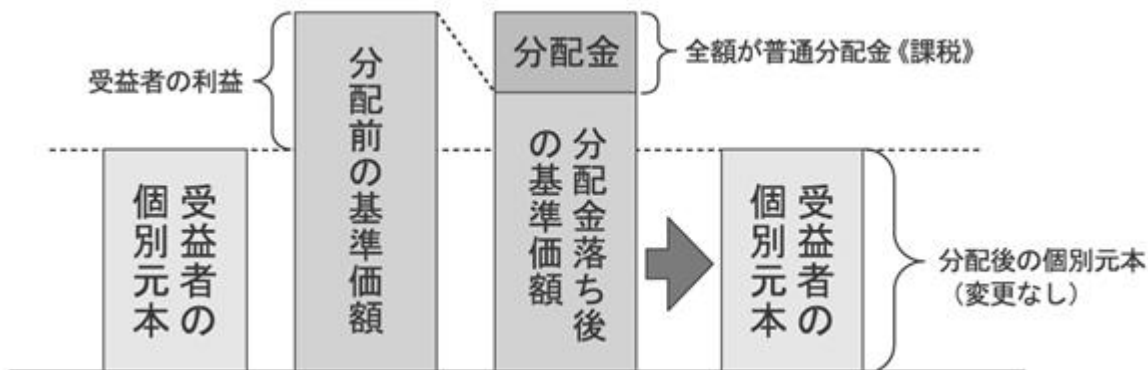
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

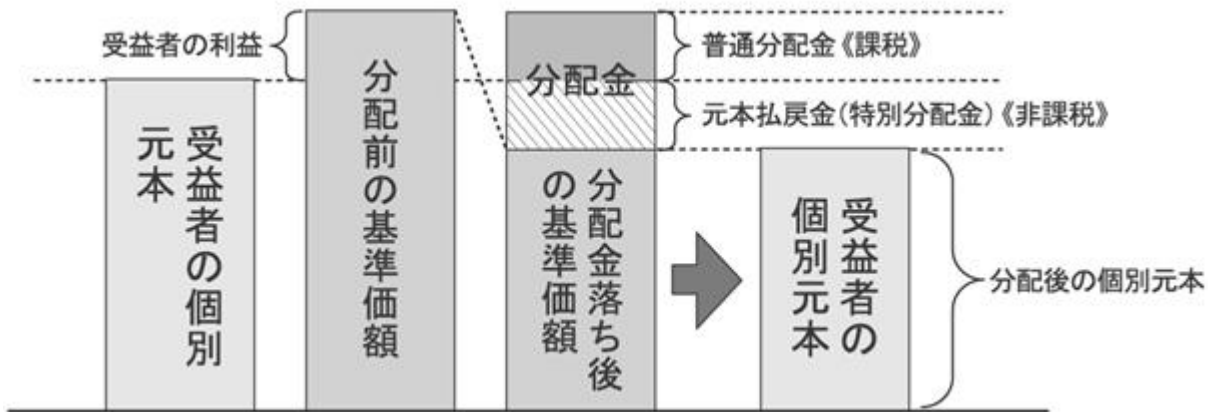
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1) の場合



2) の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用対象外です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

< 少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合 >

少額投資非課税制度（NISA）は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

5【運用状況】

以下は平成25年12月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

明治安田ライフプランファンド20

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田日本債券マザーファンド受益証券	1,027,042,839	61.32
明治安田日本株式マザーファンド受益証券	259,201,363	15.47
明治安田外国債券マザーファンド受益証券	251,793,649	15.03
明治安田欧州株式マザーファンド受益証券	43,704,677	2.61
明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券	43,198,992	2.58
小計	1,624,941,520	97.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	50,056,659	2.99
合計（純資産総額）	1,674,998,179	100.00

明治安田ライフプランファンド50

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田日本債券マザーファンド	525,370,776	31.22
明治安田日本株式マザーファンド	512,702,139	30.46
明治安田外国債券マザーファンド	251,153,383	14.92
明治安田欧州株式マザーファンド	172,857,379	10.27
明治安田アメリカ株式マザーファンド	170,850,199	10.15
小計	1,632,933,876	97.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	50,099,931	2.98
合計（純資産総額）	1,683,033,807	100.00

明治安田ライフプランファンド70

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田日本株式マザーファンド受益証券	409,928,326	40.23
明治安田日本債券マザーファンド受益証券	171,259,218	16.81
明治安田欧州株式マザーファンド受益証券	153,874,063	15.10
明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券	152,200,437	14.94
明治安田外国債券マザーファンド受益証券	101,471,936	9.96
小計	988,733,980	97.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	30,269,327	2.97
合計（純資産総額）	1,019,003,307	100.00

（参考）マザーファンドの投資状況

明治安田日本株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	3,568,181,300	99.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		35,293,879	0.98
合計（純資産総額）		3,603,475,179	100.00

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,528,108,994	96.00
投資信託受益証券	アメリカ	31,619,832	1.99
投資証券	アメリカ	14,225,898	0.89
小計		1,573,954,724	98.88
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		17,900,071	1.12
合計（純資産総額）		1,591,854,795	100.00

明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	イギリス	1,495,185,674	24.03
	スイス	1,131,996,116	18.19
	ドイツ	836,008,579	13.43
	フランス	633,715,911	10.18
	オランダ	493,242,208	7.93
	スウェーデン	394,123,354	6.33
	ノルウェー	260,167,657	4.18
	スペイン	195,798,399	3.15
	フィンランド	124,361,396	2.00
	デンマーク	117,536,184	1.89
	イタリア	83,836,393	1.35
小計		5,765,971,871	92.66
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		456,728,778	7.34
合計（純資産総額）		6,222,700,649	100.00

明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,499,892,320	54.85
社債券	日本	1,606,458,000	35.25
	フランス	300,253,000	6.59
	オランダ	99,932,000	2.19
	小計	2,006,643,000	44.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		51,140,909	1.12
合計（純資産総額）		4,557,676,229	100.00

明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	537,330,017	21.07
	イタリア	319,867,273	12.54
	ベルギー	251,212,600	9.85
	イギリス	189,477,686	7.43
	スペイン	189,354,796	7.42
	ドイツ	182,156,190	7.14
	フランス	149,367,797	5.86
	カナダ	56,236,695	2.21
	スウェーデン	45,335,238	1.78
	オランダ	28,488,834	1.12
	オーストリア	28,334,792	1.11
	デンマーク	27,928,087	1.10
	メキシコ	26,153,403	1.03
	オーストラリア	25,188,226	0.99
	シンガポール	15,219,814	0.60
	南アフリカ	13,508,605	0.53
	マレーシア	12,547,873	0.49
	ノルウェー	8,369,546	0.33
小計		2,106,077,472	82.58
特殊債券	国際機関	46,798,188	1.83
	フランス	37,182,750	1.46
	ドイツ	27,628,177	1.08
小計		111,609,115	4.38
社債券	オランダ	46,687,824	1.83
	イギリス	28,382,053	1.11
	アメリカ	27,234,672	1.07
	スイス	24,941,710	0.98
	ドイツ	19,163,274	0.75
	オーストラリア	16,238,347	0.64
	フランス	15,450,000	0.61
小計		178,097,880	6.98

コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	154,626,568	6.06
合計(純資産総額)	2,550,411,035	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田ライフプランファンド20

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資 比率 （％）
1	明治安田日本債券マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	776,944,428	1.2896 1,002,023,140	1.3219 1,027,042,839	61.32
2	明治安田日本株式マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	253,621,686	0.9420 238,911,629	1.0220 259,201,363	15.47
3	明治安田外国債券マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	101,619,844	2.3849 242,353,166	2.4778 251,793,649	15.03
4	明治安田欧州株式マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	25,220,542	1.4686 37,038,888	1.7329 43,704,677	2.61
5	明治安田アメリカ株式マザーファン ド	日本／－ 親投資信託受益証券	27,978,622	1.3312 37,245,142	1.5440 43,198,992	2.58

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

明治安田ライフプランファンド50

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資 比率 （％）
1	明治安田日本債券マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	397,436,097	1.2908 513,028,800	1.3219 525,370,776	31.22
2	明治安田日本株式マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	501,665,499	0.9518 477,485,222	1.0220 512,702,139	30.46
3	明治安田外国債券マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	101,361,443	2.3830 241,544,319	2.4778 251,153,383	14.92
4	明治安田欧州株式マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	99,750,349	1.4686 146,493,363	1.7329 172,857,379	10.27
5	明治安田アメリカ株式マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	110,654,274	1.3311 147,291,905	1.5440 170,850,199	10.15

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.02
合計	97.02

明治安田ライフプランファンド70

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量(口)	簿価単価/ 簿価額(円)	評価単価/ 評価額(円)	投資 比率 (%)
1	明治安田日本株式マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	401,104,038	0.9460 379,444,420	1.0220 409,928,326	40.23
2	明治安田日本債券マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	129,555,351	1.2912 167,285,204	1.3219 171,259,218	16.81
3	明治安田欧州株式マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	88,795,697	1.4693 130,475,715	1.7329 153,874,063	15.10
3	明治安田アメリカ株式マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	98,575,413	1.3314 131,248,932	1.5440 152,200,437	14.94
5	明治安田外国債券マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	40,952,432	2.3838 97,625,235	2.4778 101,471,936	9.96

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.03
合計	97.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考） マザーファンドの投資比率

明治安田日本株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	32,200	5,246.51	168,937,622	6,420.00	206,724,000	5.74
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	293,100	497.25	145,743,975	694.00	203,411,400	5.64
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	36,800	3,323.66	122,310,688	5,420.00	199,456,000	5.54
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	220,000	559.58	123,107,600	796.00	175,120,000	4.86
5	日本	株式	KDDI	情報・通信業	24,400	3,234.58	78,923,752	6,470.00	157,868,000	4.38
6	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	11,400	3,097.25	35,308,650	9,200.00	104,880,000	2.91
7	日本	株式	クボタ	機械	56,000	1,154.44	64,648,640	1,739.00	97,384,000	2.70
8	日本	株式	ＴＯＴＯ	ガラス・土石製品	51,000	1,119.24	57,081,240	1,667.00	85,017,000	2.36
9	日本	株式	三井不動産	不動産業	21,000	2,014.57	42,305,970	3,785.00	79,485,000	2.21
10	日本	株式	デンソー	輸送用機器	13,600	4,192.85	57,022,760	5,550.00	75,480,000	2.09
11	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	24,400	1,609.95	39,282,780	3,015.00	73,566,000	2.04
12	日本	株式	T&Dホールディングス	保険業	49,900	1,274.96	63,620,504	1,469.00	73,303,100	2.03
13	日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	96,000	506.72	48,645,120	681.00	65,376,000	1.81
14	日本	株式	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	証券、商品先物取引業	57,700	412.56	23,804,712	1,016.00	58,623,200	1.63
15	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	13,900	2,700.36	37,535,004	4,180.00	58,102,000	1.61
16	日本	株式	信越化学工業	化学	9,400	5,504.33	51,740,702	6,140.00	57,716,000	1.60
17	日本	株式	ジェイ エフ イーホールディングス	鉄鋼	22,100	2,121.27	46,880,067	2,502.00	55,294,200	1.53
18	日本	株式	良品計画	小売業	4,500	7,178.26	32,302,170	11,370.00	51,165,000	1.42
19	日本	株式	ケーズホールディングス	小売業	16,000	3,057.90	48,926,455	3,040.00	48,640,000	1.35
20	日本	株式	テルモ	精密機器	9,500	5,373.12	51,044,640	5,070.00	48,165,000	1.34
21	日本	株式	ファナック	電気機器	2,400	14,350.00	34,440,000	19,250.00	46,200,000	1.28
22	日本	株式	マツダ	輸送用機器	83,000	226.05	18,762,150	544.00	45,152,000	1.25
23	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	7,200	4,468.12	32,170,464	6,230.00	44,856,000	1.24
24	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	13,100	2,730.98	35,775,838	3,420.00	44,802,000	1.24
25	日本	株式	横浜ゴム	ゴム製品	42,000	721.07	30,284,940	1,033.00	43,386,000	1.20
26	日本	株式	住友不動産	不動産業	8,000	2,771.76	22,174,080	5,230.00	41,840,000	1.16
27	日本	株式	パナソニック	電気機器	33,700	941.83	31,739,671	1,224.00	41,248,800	1.14
28	日本	株式	ローム	電気機器	7,600	4,493.19	34,148,275	5,120.00	38,912,000	1.08
29	日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	36,000	575.76	20,727,360	1,068.00	38,448,000	1.07
30	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	11,200	2,677.51	29,988,112	3,305.00	37,016,000	1.03

2.業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)	業 種 名	投資比率 (%)
電気機器	12.57	保険業	2.03
輸送用機器	11.96	陸運業	1.81
銀行業	11.18	石油・石炭製品	1.80
情報・通信業	7.29	精密機器	1.78
機械	6.58	証券、商品先物取引業	1.63
化学	5.01	非鉄金属	1.45
小売業	4.75	ゴム製品	1.20
医薬品	3.60	サービス業	1.18
鉄鋼	3.53	その他金融業	0.98
不動産業	3.37	電気・ガス業	0.98
卸売業	3.27	繊維製品	0.91
食料品	3.14	金属製品	0.61
建設業	2.85	パルプ・紙	0.47
ガラス・土石製品	2.80	その他製品	0.26
		合計	99.02

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	830	41,855.63	34,740,179	59,027.88	48,993,144	3.08
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3,910	9,238.48	36,122,485	10,698.13	41,829,723	2.63
3	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P 500 ETF TRUST		1,632	19,293.95	31,487,730	19,374.89	31,619,832	1.99
4	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6,350	3,172.23	20,143,717	3,929.99	24,955,456	1.57
5	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	210	86,281.73	18,119,165	117,868.17	24,752,316	1.55
6	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	1,840	12,285.31	22,604,974	13,197.98	24,284,301	1.53
7	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	3,820	5,026.04	19,199,507	6,127.37	23,406,570	1.47
8	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	4,680	3,881.51	18,165,484	4,795.24	22,441,746	1.41
9	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	1,790	11,315.72	20,255,146	12,436.01	22,260,475	1.40
10	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	7,460	2,296.44	17,131,502	2,933.00	21,880,207	1.37
11	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,110	8,917.04	18,814,971	9,732.76	20,536,137	1.29
12	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	1,030	20,090.49	20,693,210	19,505.58	20,090,748	1.26
13	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	4,880	3,983.74	19,440,660	3,707.62	18,093,186	1.14
14	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	3,130	4,798.40	15,019,012	5,507.68	17,239,042	1.08
15	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	1,990	8,581.90	17,077,996	8,643.03	17,199,637	1.08
16	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,180	3,253.38	16,852,556	3,229.14	16,726,994	1.05
17	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	9,300	1,250.97	11,634,107	1,651.46	15,358,590	0.96
18	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	3,730	3,381.96	12,614,729	4,002.71	14,930,116	0.94
19	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品小売	1,800	8,250.98	14,851,769	8,269.95	14,885,915	0.94
20	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア	2,640	4,273.56	11,282,210	5,458.14	14,409,510	0.91
21	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	2,750	5,509.78	15,151,920	5,182.02	14,250,572	0.90
22	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,040	2,183.68	13,189,432	2,320.68	14,016,954	0.88
23	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	4,750	2,367.05	11,243,532	2,697.98	12,815,424	0.81
24	アメリカ	株式	BOEING CO/THE	資本財	870	9,270.10	8,064,990	14,427.89	12,552,265	0.79
25	アメリカ	株式	CVS CAREMARK CORP	食品・生活必需品小売	1,620	6,112.61	9,902,444	7,541.70	12,217,567	0.77
26	アメリカ	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	1,280	7,620.75	9,754,561	9,474.56	12,127,438	0.76
27	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,290	7,864.20	10,144,820	8,604.03	11,099,211	0.70
28	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	260	30,218.47	7,856,803	41,953.65	10,907,949	0.69

29	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,390	6,940.98	9,647,969	7,777.78	10,811,116	0.68
30	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア	1,360	6,561.58	8,923,750	7,835.74	10,656,615	0.67

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。

2. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)	業 種 名	投資比率 (%)
エネルギー	10.33	素材	3.12
ソフトウェア・サービス	8.53	銀行	2.78
各種金融	8.11	運輸	2.76
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.94	公益事業	2.41
資本財	7.88	電気通信サービス	2.28
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.83	自動車・自動車部品	2.22
小売	5.73	家庭用品・パーソナル用品	1.61
ヘルスケア機器・サービス	5.32	半導体・半導体製造装置	1.12
食品・飲料・タバコ	4.27	消費者サービス	0.55
保険	4.20	耐久消費財・アパレル	0.54
メディア	3.58	商業・専門サービス	0.25
食品・生活必需品小売り	3.55	不動産	0.10
		合計	96.00

3. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	96.00
投資信託受益証券	1.99
投資証券	0.89
合計	98.88

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田欧州株式マザーファンド

1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	9,296	27,860.37	258,990,012	29,455.43	273,817,770	4.40
2	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	569,388	399.34	227,382,144	413.46	235,420,254	3.78
3	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	36,387	6,159.98	224,143,428	6,454.72	234,868,078	3.77
4	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	24,253	8,106.19	196,599,430	8,457.20	205,112,714	3.30
5	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	102,563	1,506.71	154,532,883	1,827.62	187,447,215	3.01
6	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバ コ	23,486	7,688.98	180,583,426	7,724.36	181,414,553	2.92
7	ドイツ	株式	CONTINENTAL AG	自動車・自動車部 品	7,723	18,773.01	144,983,973	23,331.29	180,187,571	2.90
8	ノル ウェー	株式	DNB ASA	銀行	86,289	1,696.09	146,354,153	1,881.20	162,327,729	2.61
9	イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	66,588	2,078.81	138,424,242	2,328.38	155,042,433	2.49
10	イギリス	株式	REED ELSEVIER PLC	メディア	96,340	1,505.77	145,066,065	1,556.88	149,990,744	2.41
11	スイス	株式	SWISSCOM AG-REG	電気通信サービス	2,617	54,107.65	141,599,734	55,849.49	146,158,141	2.35
12	イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	62,483	2,127.97	132,961,986	2,253.66	140,815,887	2.26
13	オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	資本財	36,184	3,642.02	131,782,997	3,883.71	140,528,298	2.26
14	イギリス	株式	BHP BILLITON PLC	素材	43,071	3,319.02	142,953,636	3,245.83	139,801,436	2.25
15	ドイツ	株式	BAYER AG-REG	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	9,099	12,848.58	116,909,287	14,947.40	136,006,415	2.19
16	スペイン	株式	INDITEX	小売	7,477	16,397.08	122,601,030	17,260.94	129,060,123	2.07
17	フィン ランド	株式	NOKIA OYJ	テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	146,184	808.84	118,240,443	850.71	124,361,396	2.00
18	フランス	株式	VALEO SA	自動車・自動車部 品	10,432	10,032.99	104,664,159	11,708.43	122,142,404	1.96
19	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	139,860	825.22	115,416,318	849.16	118,764,233	1.91
20	スウェー デン	株式	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	電気通信サービス	11,373	9,646.33	109,707,737	10,442.54	118,763,121	1.91
21	デンマ ーク	株式	A P MOLLER - MAERSK A/S - B	運輸	103	999,908.81	102,990,608	1,141,128.00	117,536,184	1.89
22	フランス	株式	VINCI SA	資本財	16,557	6,332.55	104,848,117	6,913.80	114,471,922	1.84
23	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	242,812	460.05	111,707,341	468.63	113,789,161	1.83
24	オランダ	株式	WOLTERS KLUWER	メディア	36,476	2,975.84	108,546,886	3,009.78	109,785,008	1.76
25	フランス	株式	NEXANS SA	資本財	21,088	4,934.87	104,066,595	5,160.15	108,817,322	1.75

26	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	エネルギー	27,239	3,821.61	104,097,089	3,952.17	107,653,190	1.73
27	オランダ	株式	AEGON NV	保険	103,134	857.73	88,461,322	995.62	102,682,602	1.65
28	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	36,283	2,763.88	100,282,013	2,786.24	101,093,203	1.62
29	ドイツ	株式	WACKER CHEMIE AG	素材	8,280	10,347.15	85,674,449	11,895.55	98,495,158	1.58
30	スウェー デン	株式	ERICSSON LM-B SHS	テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	76,773	1,276.98	98,038,238	1,279.81	98,255,582	1.58

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。

2. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
電気通信サービス	13.61	食品・飲料・タバコ	2.92
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.05	公益事業	2.31
エネルギー	11.02	小売	2.07
資本財	6.77	運輸	1.89
保険	6.56	不動産	1.53
素材	6.38	各種金融	1.46
銀行	5.80	食品・生活必需品小売り	1.31
メディア	5.75	半導体・半導体製造装置	0.94
自動車・自動車部品	4.86	家庭用品・パーソナル用品	0.86
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.58	合計	92.66

3. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
株式	92.66
合計	92.66

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田日本債券マザーファンド

1. 上位銘柄

	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第313回利付国債10年	551,000,000	105.82	583,082,950	105.55	581,619,070	1.3	2021年3月20日	12.76
2	日本	国債証券	第145回利付国債20年	395,000,000	100.53	397,118,950	102.54	405,064,600	1.7	2033年6月20日	8.89
3	日本	社債券	第21回コスモ石油無担保社債	200,000,000	95.64	191,298,000	100.29	200,594,000	1.09	2015年9月18日	4.40
4	フランス	社債券	第14回ルーノー円貨社債	200,000,000	100.00	200,000,000	100.14	200,280,000	1.37	2015年11月27日	4.39
5	日本	社債券	第491回関西電力（一般担保付）	200,000,000	100.00	200,000,000	100.02	200,040,000	0.527	2016年12月20日	4.39
6	日本	国債証券	第314回利付国債10年	191,000,000	103.74	198,143,400	104.16	198,960,880	1.1	2021年3月20日	4.37
7	日本	国債証券	第332回利付国債2年	137,000,000	100.01	137,014,200	100.01	137,021,920	0.1	2015年9月15日	3.01
8	日本	国債証券	第146回利付国債20年	110,000,000	102.01	112,211,000	102.26	112,489,300	1.7	2033年9月20日	2.47
9	日本	社債券	第42回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	102.88	102,880,000	1.214	2020年6月19日	2.26
10	日本	国債証券	第103回利付国債5年	102,000,000	100.56	102,574,260	100.52	102,535,500	0.3	2017年3月20日	2.25
11	日本	社債券	第316回北海道電力（一般担保付）	100,000,000	99.89	99,896,000	102.46	102,462,000	1.164	2020年6月25日	2.25
12	日本	社債券	第27回双日無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	101.86	101,860,000	1.35	2019年5月30日	2.23
13	日本	社債券	第19回山陽電気鉄道無担保社債	100,000,000	100.88	100,888,000	100.78	100,781,000	0.96	2017年3月8日	2.21
14	日本	社債券	第41回鹿島建設無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	100.71	100,711,000	0.71	2018年7月19日	2.21
15	日本	社債券	第14回大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	100.62	100,624,000	1.252	2020年5月27日	2.21
16	フランス	社債券	第3回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.97	99,973,000	0.502	2015年12月11日	2.19
17	日本	社債券	第3回興銀リース無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.96	99,966,000	0.267	2016年12月2日	2.19
18	オランダ	社債券	第22回ラバンク・ネダーランド円貨社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.93	99,932,000	0.377	2016年12月19日	2.19
19	日本	社債券	第4回日本電産無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.89	99,891,000	0.207	2016年12月20日	2.19
20	日本	社債券	第424回九州電力（一般担保付）	100,000,000	100.00	100,000,000	99.63	99,631,000	1.233	2023年11月24日	2.19
21	日本	社債券	第34回大成建設無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.57	99,573,000	0.67	2020年12月11日	2.18
22	日本	社債券	第18回東京建物無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	98.82	98,826,000	1.54	2023年10月31日	2.17
23	日本	社債券	第44回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	98.61	98,619,000	1.689	2020年11月27日	2.16
24	日本	国債証券	第113回利付国債20年	85,000,000	113.50	96,481,100	112.70	95,802,650	2.1	2029年9月20日	2.10
25	日本	国債証券	第322回利付国債10年	78,000,000	103.38	80,636,400	102.34	79,827,540	0.9	2022年3月20日	1.75
26	日本	国債証券	第94回利付国債20年	69,000,000	113.02	77,987,880	114.15	78,766,950	2.1	2027年3月20日	1.73
27	日本	国債証券	第32回利付国債30年	63,000,000	108.13	68,121,900	112.81	71,074,710	2.3	2040年3月20日	1.56
28	日本	国債証券	第134回利付国債20年	67,000,000	101.73	68,159,100	105.64	70,783,490	1.8	2032年3月20日	1.55

29	日本	国債証券	第39回利付国債 30年	64,000,000	102.61	65,676,440	104.02	66,576,640	1.9	2043年6月20日	1.46
30	日本	国債証券	第24回利付国債 30年	49,000,000	113.84	55,782,100	115.85	56,768,950	2.5	2036年9月20日	1.25

(注)円換算評価額は円単位で表示しています。

2.種類別の投資比率

	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	54.85
	社債券	44.03
合計		98.88

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND I/L 1.5%	770,000	15,284.29	135,953,775	15,104.78	134,869,384	1.5	2016年4月15日	5.29
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.25%	1,110,000	10,548.46	117,088,001	10,549.70	117,101,710	0.25	2014年11月30日	4.59
3	イタリア	国債証券	BTPS I/L 2.1%	700,000	13,694.17	102,946,802	14,062.59	106,408,722	2.1	2021年9月15日	4.17
4	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.3%	650,000	15,487.59	100,669,341	15,324.53	99,609,461	4.3	2019年10月31日	3.91
5	イタリア	国債証券	BTPS 3.75%	640,000	14,499.19	92,794,867	14,777.69	94,577,241	3.75	2021年3月1日	3.71
6	ベルギー	国債証券	BELGIAN 1.25%	615,000	14,577.52	89,651,778	14,534.00	89,384,161	1.25	2018年6月22日	3.50
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125%	755,000	10,824.60	81,725,782	10,210.47	77,089,120	2.125	2021年8月15日	3.02
8	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	400,000	19,496.08	77,984,356	19,012.64	76,050,581	4.25	2027年12月7日	2.98
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.75%	715,000	9,801.40	70,080,042	9,498.27	67,912,657	1.75	2023年5月15日	2.66
10	イギリス	国債証券	TREASURY 3.75%	350,000	19,120.02	66,920,101	18,773.89	65,708,647	3.75	2020年9月7日	2.58
11	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.5%	365,000	15,991.94	58,370,585	15,536.30	56,707,515	3.5	2026年4月25日	2.22
12	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.75%	550,000	10,337.05	56,853,789	10,224.85	56,236,695	2.75	2016年9月1日	2.21
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	510,000	10,699.19	54,565,883	10,614.74	54,135,219	1	2016年10月31日	2.12
14	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0318 3.75%	310,000	16,605.32	51,476,504	16,247.05	50,365,856	3.75	2020年9月28日	1.97
15	イタリア	国債証券	BTPS 4%	330,000	14,788.12	48,800,810	15,140.31	49,963,052	4	2020年9月1日	1.96
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	560,000	9,325.34	52,221,910	8,348.86	46,753,637	2.75	2042年8月15日	1.83
17	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 4.25%	2,500,000	1,828.17	45,704,370	1,813.40	45,335,238	4.25	2019年3月12日	1.78
18	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.6%	255,000	15,241.85	38,866,727	15,600.12	39,780,325	4.6	2019年7月30日	1.56
19	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0323 3.5%	250,000	15,679.75	39,199,399	15,807.54	39,518,872	3.5	2017年6月28日	1.55
20	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	220,000	15,195.43	33,429,963	15,663.94	34,460,688	4.5	2018年8月1日	1.35
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	320,000	10,641.91	34,054,143	10,556.29	33,780,129	0.875	2016年12月31日	1.32
22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.25%	225,000	14,426.02	32,458,563	13,913.19	31,304,691	3.25	2045年5月25日	1.23
23	フランス	国債証券	BTAN 1%	205,000	14,639.89	30,011,787	14,620.31	29,971,645	1	2017年7月25日	1.18
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	330,000	8,672.29	28,618,572	8,537.41	28,173,463	2.875	2043年5月15日	1.10
25	デンマーク	国債証券	DENMARK - BULLET 3%	1,300,000	2,171.38	28,228,065	2,148.31	27,928,087	3	2021年11月15日	1.10
26	イギリス	国債証券	TREASURY 1.75%	175,000	16,752.54	29,316,960	15,859.07	27,753,381	1.75	2022年9月7日	1.09
27	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B 0.625%	250,000	11,991.27	30,821,771	10,704.08	27,740,969	0.625	2021年7月15日	1.09
28	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 8%	2,900,000	968.73	28,093,373	901.84	26,153,403	8	2020年6月11日	1.03
29	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.25%	170,000	15,490.46	26,333,798	15,270.86	25,960,468	2.25	2021年9月4日	1.02
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5%	220,000	12,408.61	27,298,960	11,728.75	25,803,258	4.5	2036年2月15日	1.01

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。

2. 種類別の投資比率

	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	82.58
	社債券	6.98
	特殊債券	4.38
合計		93.94

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

明治安田外国債券マザーファンド

種類	売建 /買建	通貨	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	ドル	5,047,473.53	502,874,880	531,801,809	20.85
		ユーロ	1,140,000.00	157,005,499	165,288,600	6.48
		スウェーデンクローナ	9,840,000.00	151,924,596	159,112,800	6.24
		ポンド	650,000.00	104,646,844	112,879,000	4.43
		ノルウェークローネ	4,178,904.50	69,024,890	71,626,423	2.81
		オーストラリアドル	411,068.80	38,280,615	38,200,623	1.50
		カナダドル	360,000.00	34,119,000	35,384,400	1.39
		ポーランドズロチ	675,000.00	21,402,900	23,550,750	0.92
		スイスフラン	100,000.00	10,824,300	11,821,000	0.46
	売建	スイスフラン	30,000.00	3,400,830	3,546,300	0.14
		シンガポールドル	75,000.00	5,945,100	6,226,500	0.24
		デンマーククローネ	360,000.00	6,568,630	6,998,400	0.27
		カナダドル	306,803.82	29,219,514	30,155,747	1.18
		オーストラリアドル	616,165.00	57,336,227	57,260,213	2.25
		ノルウェークローネ	3,971,665.00	63,904,089	68,074,337	2.67
		ポンド	590,000.00	95,560,230	102,459,400	4.02
		スウェーデンクローナ	12,820,000.00	193,323,218	207,299,400	8.13
		ドル	1,995,251.10	203,359,264	210,219,655	8.24
		ユーロ	2,181,681.55	292,378,608	316,322,007	12.40

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

明治安田ライフプランファンド20

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成13年5月21日）	290,877,421	294,258,331	10,280	10,400
第2期計算期間末（平成14年5月20日）	503,041,843	509,052,403	9,969	10,088
第3期計算期間末（平成15年5月20日）	685,690,728	692,530,390	9,911	10,010
第4期計算期間末（平成16年5月20日）	947,911,784	959,031,807	10,130	10,249
第5期計算期間末（平成17年5月20日）	1,130,448,129	1,143,477,679	10,328	10,447
第6期計算期間末（平成18年5月22日）	1,300,278,773	1,316,805,698	10,952	11,091
第7期計算期間末（平成19年5月21日）	1,486,640,104	1,504,664,792	11,482	11,621
第8期計算期間末（平成20年5月20日）	1,469,441,205	1,482,827,273	10,896	10,995
第9期計算期間末（平成21年5月20日）	1,368,483,870	1,380,783,282	9,930	10,019
第10期計算期間末（平成22年5月20日）	1,455,979,064	1,470,550,606	9,992	10,092
第11期計算期間末（平成23年5月20日）	1,513,536,649	1,513,536,649	10,010	10,010
第12期計算期間末（平成24年5月21日）	1,519,506,679	1,519,506,679	9,933	9,933
第13期計算期間末（平成25年5月20日）	1,597,488,831	1,619,445,897	11,641	11,801

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年12月末日	1,483,523,276	10,544
平成25年1月末日	1,516,960,503	10,876
2月末日	1,532,881,945	10,986
3月末日	1,569,071,530	11,266
4月末日	1,594,111,784	11,615
5月末日	1,600,884,332	11,401
6月末日	1,590,484,007	11,298
7月末日	1,585,824,371	11,367
8月末日	1,589,175,926	11,335
9月末日	1,610,975,522	11,570
10月末日	1,628,215,243	11,719
11月末日	1,666,002,404	11,941
12月末日	1,674,998,179	12,044

明治安田ライフプランファンド50

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成13年5月21日）	253,055,401	255,013,835	10,086	10,164
第2期計算期間末（平成14年5月20日）	302,227,099	304,153,441	9,280	9,339
第3期計算期間末（平成15年5月20日）	330,531,715	332,897,309	8,322	8,382
第4期計算期間末（平成16年5月20日）	483,888,918	489,075,687	9,139	9,237
第5期計算期間末（平成17年5月20日）	626,546,940	633,036,968	9,433	9,530
第6期計算期間末（平成18年5月22日）	826,887,899	838,006,296	10,992	11,140
第7期計算期間末（平成19年5月21日）	1,071,940,443	1,085,022,337	12,117	12,265
第8期計算期間末（平成20年5月20日）	1,059,131,347	1,065,760,627	10,942	11,010
第9期計算期間末（平成21年5月20日）	872,093,294	880,423,237	8,374	8,454
第10期計算期間末（平成22年5月20日）	1,008,038,668	1,017,552,281	8,477	8,557
第11期計算期間末（平成23年5月20日）	1,127,554,569	1,127,554,569	8,523	8,523
第12期計算期間末（平成24年5月21日）	1,129,237,185	1,129,237,185	8,114	8,114
第13期計算期間末（平成25年5月20日）	1,609,848,442	1,634,310,504	11,188	11,358

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年12月末日	1,312,150,798	9,103
平成25年1月末日	1,404,863,766	9,668
2月末日	1,424,104,314	9,778
3月末日	1,484,064,121	10,184
4月末日	1,567,656,381	10,823
5月末日	1,567,466,900	10,718
6月末日	1,527,521,774	10,540
7月末日	1,522,898,621	10,673
8月末日	1,499,584,213	10,562
9月末日	1,555,571,852	10,948
10月末日	1,586,488,492	11,174
11月末日	1,651,028,089	11,589
12月末日	1,683,033,807	11,856

明治安田ライフプランファンド70

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成13年5月21日）	125,793,450	125,793,450	9,984	9,984
第2期計算期間末（平成14年5月20日）	130,695,509	130,988,892	8,816	8,836
第3期計算期間末（平成15年5月20日）	132,508,160	132,863,318	7,375	7,394
第4期計算期間末（平成16年5月20日）	259,187,062	261,597,496	8,418	8,496
第5期計算期間末（平成17年5月20日）	322,689,023	325,576,291	8,734	8,812
第6期計算期間末（平成18年5月22日）	523,938,153	530,089,893	10,803	10,930
第7期計算期間末（平成19年5月21日）	639,254,717	646,373,429	12,239	12,375
第8期計算期間末（平成20年5月20日）	597,887,543	600,628,393	10,648	10,697
第9期計算期間末（平成21年5月20日）	457,295,359	461,061,314	7,284	7,344
第10期計算期間末（平成22年5月20日）	543,284,689	547,681,638	7,414	7,474
第11期計算期間末（平成23年5月20日）	621,223,478	621,223,478	7,477	7,477
第12期計算期間末（平成24年5月21日）	636,128,788	636,128,788	6,935	6,935
第13期計算期間末（平成25年5月20日）	994,517,785	1,009,809,632	10,406	10,566

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年12月末日	758,255,853	8,012
平成25年1月末日	814,955,487	8,642
2月末日	839,767,769	8,750
3月末日	890,351,493	9,197
4月末日	952,400,517	9,916
5月末日	951,524,700	9,864
6月末日	929,705,689	9,681
7月末日	930,380,121	9,843
8月末日	922,529,011	9,696
9月末日	960,856,890	10,153
10月末日	990,613,393	10,403
11月末日	1,010,494,485	10,900
12月末日	1,019,003,307	11,241

【分配の推移】

明治安田ライフプランファンド20

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	120
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	120
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	100
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	120
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	120
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	140
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	140
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	100
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	90
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	100
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	0
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	160

明治安田ライフプランファンド50

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	80
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	60
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	60
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	100
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	100
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	150
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	150
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	70
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	80
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	80
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	0
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	170

明治安田ライフプランファンド70

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	0
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	20
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	20
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	80
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	80
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	130
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	140
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	50
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	60
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	60
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	0
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	160

【収益率の推移】

明治安田ライフプランファンド20

	収益率（％）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	4.00
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	1.87
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	0.41
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	3.41
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	3.13
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	7.39
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	6.11
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	4.24
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	8.05
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	1.63
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0.18
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	0.77
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	18.81
第14中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）	1.54

明治安田ライフプランファンド50

	収益率（％）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	1.64
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	7.41
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	9.68
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	10.99
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	4.28
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	18.10
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	11.58
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	9.14
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	22.74
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	2.19
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0.54
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	4.80
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	39.98
第14中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）	1.70

明治安田ライフプランファンド70

	収益率（％）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	0.16
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	11.50
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	16.13
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	15.20
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	4.68
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	25.14
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	14.55
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	12.60
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	31.03
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	2.61
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0.85
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	7.25
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	52.36
第14中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）	2.42

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

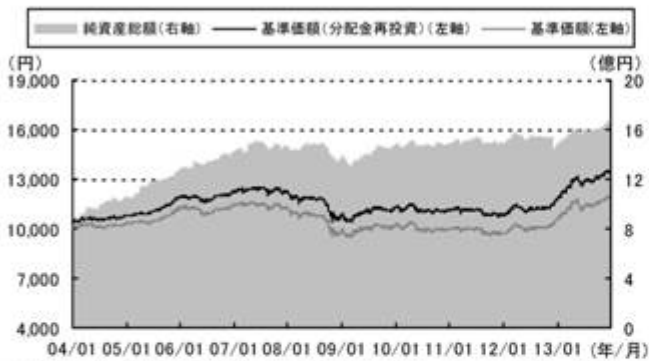
<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

◆明治安田ライフプランファンド20

2013年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2013年5月	160円
2012年5月	0円
2011年5月	0円
2010年5月	100円
2009年5月	90円
設定来累計	1,310円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	12,044円
純資産総額	16.7億円

主要な資産の状況

資産の投資比率

資産の種類	比率
明治安田日本株式マザーファンド	15.47%
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.58%
明治安田欧州株式マザーファンド	2.61%
明治安田日本債券マザーファンド	61.32%
明治安田外国債券マザーファンド	15.03%
その他資産	2.99%
合計(純資産総額)	100.00%

【明治安田日本債券マザーファンド】

銘柄名	クーポン	償還期限	種類	投資比率
1 第313回利付国債10年	1.300%	2021年3月20日	国債	12.76%
2 第145回利付国債20年	1.700%	2033年6月20日	国債	8.89%
3 第21回コスモ石油無担保社債	1.090%	2015年9月18日	社債	4.40%
4 第14回ルノー円貨社債	1.370%	2015年11月27日	社債	4.39%
5 第491回関西電力一般担保付	0.527%	2016年12月20日	社債	4.39%

【明治安田外国債券マザーファンド】

銘柄名	クーポン	償還期限	種類	投資比率
1 DEUTSCHLAND I/L 1.5%	1.500%	2016年4月15日	国債	5.29%
2 US TREASURY N/B 0.25%	0.250%	2014年11月30日	国債	4.59%
3 BTIPS I/L 2.1%	2.100%	2021年9月15日	国債	4.17%
4 SPANISH GOVT 4.3%	4.300%	2019年10月31日	国債	3.91%
5 BTIPS 3.75%	3.750%	2021年3月1日	国債	3.71%

組入資産上位銘柄(各マザーファンド)

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合

【明治安田日本株式マザーファンド】

銘柄名	業種	投資比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	5.74%
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.64%
3 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.54%
4 日立製作所	電気機器	4.86%
5 KDDI	情報・通信業	4.38%

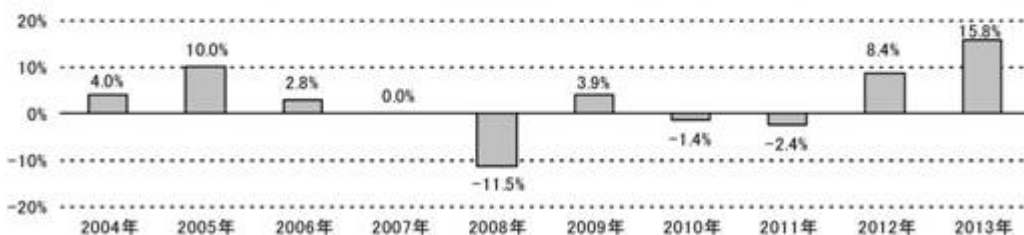
【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

銘柄名	国	業種	投資比率
1 APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア・ソフトウェア	3.08%
2 EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	2.63%
3 SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	ETF	1.99%
4 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.57%
5 GOOGLE INC-CL A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.55%

【明治安田欧州株式マザーファンド】

銘柄名	国	業種	投資比率
1 ROEHLING AG-GENUSSCHEN	スイス	鉄鋼・機械・エンジニアリング	4.40%
2 VODAFONE GROUP PLC	イギリス	電気通信サービス	3.78%
3 TOTAL SA	フランス	エネルギー	3.77%
4 NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.30%
5 DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	ドイツ	電気通信サービス	3.01%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

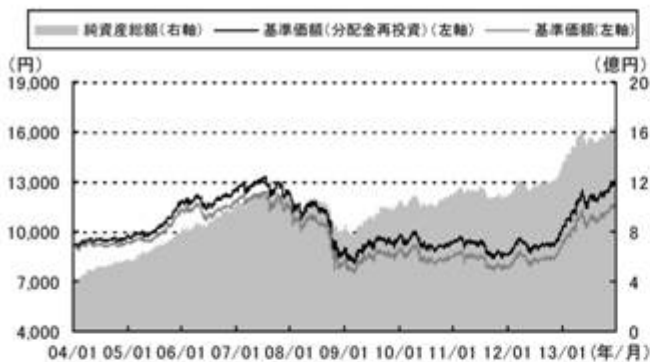
※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

◆明治安田ライフプランファンド50

2013年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2013年5月	170円
2012年5月	0円
2011年5月	0円
2010年5月	80円
2009年5月	80円
設定来累計	1,100円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	11,856円
純資産総額	16.8億円

主要な資産の状況

資産の投資比率

資産の種類	比率
明治安田日本株式マザーファンド	30.46%
明治安田アメリカ株式マザーファンド	10.15%
明治安田欧州株式マザーファンド	10.27%
明治安田日本債券マザーファンド	31.22%
明治安田外国債券マザーファンド	14.92%
その他資産	2.98%
合計（純資産総額）	100.00%

【明治安田日本債券マザーファンド】

銘柄名	クーポン	償還期限	種類	投資比率
1 第313 回利付国債 10年	1.300%	2021年3月20日	国債	12.76%
2 第145 回利付国債 20年	1.700%	2033年6月20日	国債	8.89%
3 第21 回コスモ石油無担保社債	1.090%	2015年9月18日	社債	4.40%
4 第14 回ルノー一円貸社債	1.370%	2015年11月27日	社債	4.39%
5 第491 回関西電力一般担保付	0.527%	2016年12月20日	社債	4.39%

【明治安田外国債券マザーファンド】

銘柄名	クーポン	償還期限	種類	投資比率
1 DEUTSCHLAND 1.5%	1.500%	2016年4月15日	国債	5.29%
2 US TREASURY N/B 0.25%	0.250%	2014年11月30日	国債	4.59%
3 BTSP 1.1%	2.100%	2021年9月15日	国債	4.17%
4 SPANISH GOVT 4.3%	4.300%	2019年10月31日	国債	3.91%
5 BTSP 3.75%	3.750%	2021年3月1日	国債	3.71%

組入資産上位銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合

【明治安田日本株式マザーファンド】

銘柄名	業種	投資比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	5.74%
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.64%
3 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.54%
4 日立製作所	電気機器	4.86%
5 KDDI	情報・通信業	4.38%

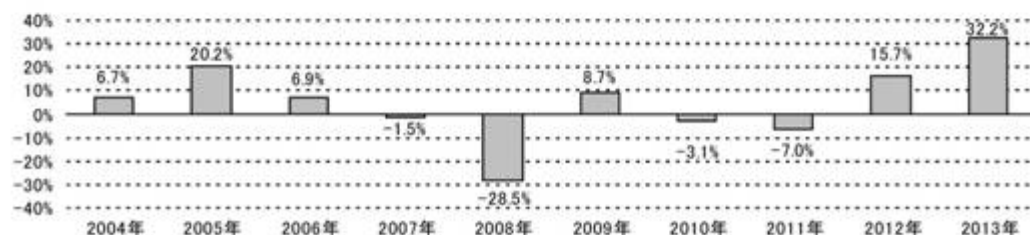
【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

銘柄名	国	業種	投資比率
1 APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよびIT	3.08%
2 EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	2.63%
3 SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	ETF	1.99%
4 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.57%
5 GOOGLE INC-CL A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.55%

【明治安田欧州株式マザーファンド】

銘柄名	国	業種	投資比率
1 ROOHE HOLDING AG-GENUSSCHEN	スイス	医薬品・ヘルスケア・ライフサイエンス	4.40%
2 VODAFONE GROUP PLC	イギリス	電気通信サービス	3.78%
3 TOTAL SA	フランス	エネルギー	3.77%
4 NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・ヘルスケア・ライフサイエンス	3.30%
5 DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	ドイツ	電気通信サービス	3.01%

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

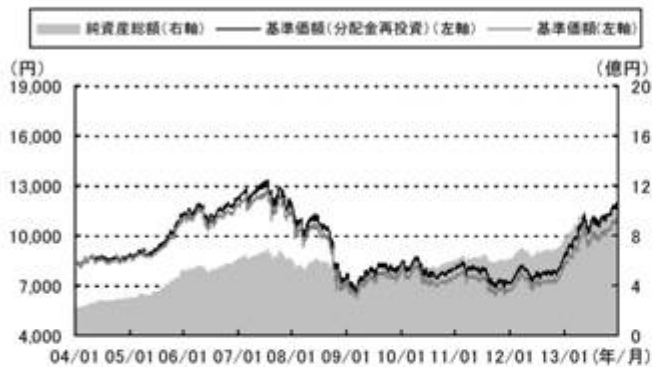
※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

◆明治安田ライフプランファンド70

2013年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2013年5月	160円
2012年5月	0円
2011年5月	0円
2010年5月	60円
2009年5月	60円
設定来累計	800円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	11,241円
純資産総額	10.1億円

主要な資産の状況

資産の投資比率

資産の種類	比率
明治安田日本株式マザーファンド	40.23%
明治安田アメリカ株式マザーファンド	14.94%
明治安田欧州株式マザーファンド	15.10%
明治安田日本債券マザーファンド	16.81%
明治安田外国債券マザーファンド	9.96%
その他資産	2.97%
合計（純資産総額）	100.00%

【明治安田日本債券マザーファンド】

銘柄名	クーポン	償還期限	種類	投資比率
1 第313回利付国債10年	1.300%	2021年3月20日	国債	12.76%
2 第145回利付国債20年	1.700%	2033年6月20日	国債	8.89%
3 第21回コスモ石油無担保社債	1.090%	2015年9月18日	社債	4.40%
4 第14回ルノー円貨社債	1.370%	2015年11月27日	社債	4.39%
5 第491回関西電力(一般)社債	0.527%	2016年12月20日	社債	4.39%

【明治安田外国債券マザーファンド】

銘柄名	クーポン	償還期限	種類	投資比率
1 DEUTSCHLAND I/L 1.5%	1.500%	2016年4月15日	国債	5.29%
2 US TREASURY N/B 0.25%	0.250%	2014年11月30日	国債	4.59%
3 BTPS I/L 2.1%	2.100%	2021年9月15日	国債	4.17%
4 SPANISH GOVT 4.3%	4.300%	2019年10月31日	国債	3.91%
5 BTPS 1.75%	3.750%	2021年3月1日	国債	3.71%

組入資産上位銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合

【明治安田日本株式マザーファンド】

銘柄名	業種	投資比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	5.74%
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.64%
3 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.54%
4 日立製作所	電気機器	4.86%
5 KDDI	情報・通信業	4.38%

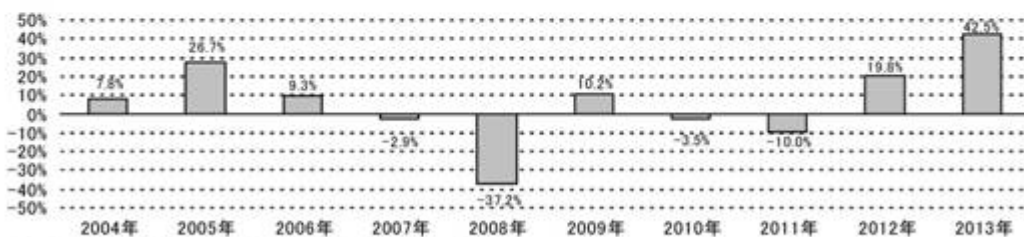
【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

銘柄名	国	業種	投資比率
1 APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア及び印刷	3.08%
2 EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	2.63%
3 SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	ETF	1.99%
4 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.57%
5 GOOGLE INC-CL A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.55%

【明治安田欧州株式マザーファンド】

銘柄名	国	業種	投資比率
1 ROEHE HOLDING AG-GENUSSCHEN	スイス	医薬・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.40%
2 VODAFONE GROUP PLC	イギリス	電気通信サービス	3.78%
3 TOTAL SA	フランス	エネルギー	3.77%
4 NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.30%
5 DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	ドイツ	電気通信サービス	3.01%

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

明治安田ライフプランファンド20

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	293,514,146	10,567,617
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	269,540,446	47,880,475
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	259,357,422	72,112,225
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	376,556,789	132,647,422
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	309,620,916	150,787,120
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	296,514,067	203,822,914
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	291,971,503	184,499,152
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	238,613,369	184,781,490
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	205,651,544	176,059,043
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	201,266,454	122,294,987
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	205,553,861	150,636,658
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	170,654,993	152,939,294
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	156,031,692	313,502,123
第14中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）	116,984,051	106,750,503

明治安田ライフプランファンド50

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	256,148,335	5,260,666
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	85,257,325	10,479,962
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	116,701,855	45,212,243
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	185,655,699	53,331,366
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	228,594,215	93,849,957
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	236,506,096	148,484,125
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	235,980,882	103,562,025
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	197,395,307	114,072,011
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	178,547,797	105,053,547
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	222,119,948	74,399,860
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	210,976,569	77,278,821
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	187,063,624	118,249,631
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	170,537,624	123,306,209
第14中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）	96,952,547	123,547,856

明治安田ライフプランファンド70

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	132,543,356	6,550,917
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	31,898,007	9,640,525
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	57,756,056	26,326,186
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	179,084,358	50,855,270
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	130,009,502	68,454,407
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	205,015,528	89,490,043
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	161,855,331	124,533,539
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	191,192,997	151,988,056
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	180,416,306	114,118,403
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	193,606,684	88,595,835
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	178,522,513	80,532,712
第12期計算期間（平成23年5月21日から平成24年5月21日まで）	171,892,741	85,392,665
第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）	171,089,795	132,664,153
第14中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）	126,378,317	162,631,491

（注）設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

（2）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、2.16%となります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

（1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（2）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

（3）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

（4）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（5）信託財産留保額

ありません。

（6）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

（7）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月21日から翌年5月20日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し

交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

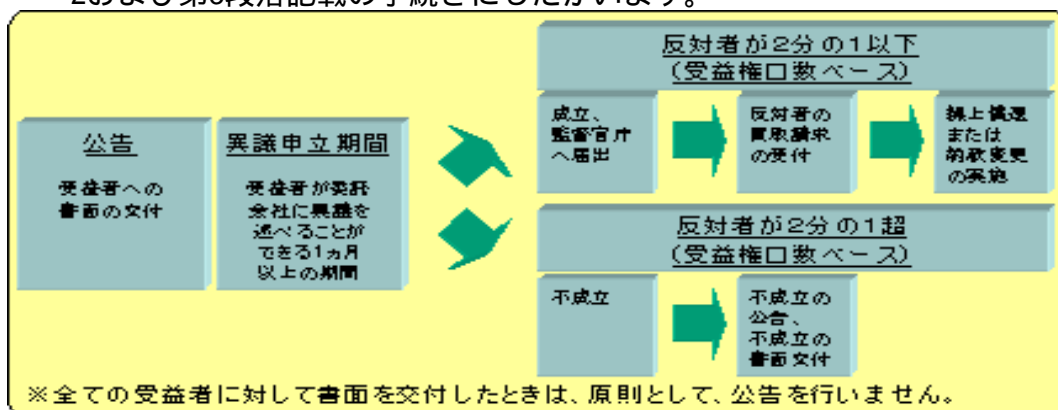
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きにしたがいます。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、明治安田外国債券マザーファンドについては委託会社は投資顧問会社に対し3ヵ月前までに、投資顧問会社は委託会社に対し6ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

1)委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2)前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田ライフプランファンド20】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成24年5月21日現在)	第13期 (平成25年5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,138,222	79,122,988
親投資信託受益証券	1,476,781,868	1,548,647,687
未収入金	-	381,283
未収利息	87	65
流動資産合計	1,529,920,177	1,628,152,023
資産合計	1,529,920,177	1,628,152,023
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	21,957,066
未払解約金	3,191,241	1,507,423
未払受託者報酬	399,472	398,168
未払委託者報酬	6,790,885	6,768,741
その他未払費用	31,900	31,794
流動負債合計	10,413,498	30,663,192
負債合計	10,413,498	30,663,192
純資産の部		
元本等		
元本	1,529,787,113	1,372,316,682
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	10,280,434	225,172,149
(分配準備積立金)	105,872,723	171,020,082
元本等合計	1,519,506,679	1,597,488,831
純資産合計	1,519,506,679	1,597,488,831
負債純資産合計	1,529,920,177	1,628,152,023

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）	第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）
営業収益		
受取利息	28,234	27,520
有価証券売買等損益	2,836,551	279,381,355
営業収益合計	2,864,785	279,408,875
営業費用		
受託者報酬	800,176	805,513
委託者報酬	13,602,724	13,693,405
その他費用	63,892	64,319
営業費用合計	14,466,792	14,563,237
営業利益又は営業損失（ ）	11,602,007	264,845,638
経常利益又は経常損失（ ）	11,602,007	264,845,638
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,602,007	264,845,638
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,248,022	16,880,069
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,465,235	10,280,434
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	9,444,080
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,704,986
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,739,094
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,391,684	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,996	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,354,688	-
分配金	-	21,957,066
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,280,434	225,172,149

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成24年5月22日から平成25年5月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第12期 （平成24年5月21日現在）	第13期 （平成25年5月20日現在）
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,529,787,113口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,372,316,682口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 10,280,434円	-
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9933円 （10,000口当たり純資産額） (9,933円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1641円 （10,000口当たり純資産額） (11,641円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）			第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 942,879円			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 970,388円		
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、241,725,788円（10,000口当たり1,580円11銭）であり、分配金は0円としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、324,680,760円（10,000口当たり2,365円90銭）のうち、21,957,066円（10,000口当たり160円00銭）を分配金額としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	12,725,531円	配当等収益額（費用控除後）	A	22,820,618円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填 後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填 後）	B	84,792,660円
収益調整金額	C	135,853,065円	収益調整金額	C	131,703,612円
分配準備積立金額	D	93,147,192円	分配準備積立金額	D	85,363,870円
分配対象額（A + B + C + D）	E	241,725,788円	分配対象額（A + B + C + D）	E	324,680,760円
期末受益権口数	F	1,529,787,113口	期末受益権口数	F	1,372,316,682口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,580円 11銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,365円 90銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	160円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	21,957,066円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）	第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)

該当事項はございませぬ。

第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
期首元本額	1,512,071,414円	1,529,787,113円
期中追加設定元本額	170,654,993円	156,031,692円
期中一部解約元本額	152,939,294円	313,502,123円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	5,331,250	237,944,679
合計	5,331,250	237,944,679

3. デリバティブ取引関係

第12期 (平成24年 5月21日現在)

該当事項はございませぬ。

第13期 (平成25年 5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成25年５月20日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成25年５月20日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	267,938,884	255,962,015	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	40,624,636	54,079,515	
	明治安田欧州株式マザーファンド	35,436,646	52,042,258	
	明治安田日本債券マザーファンド	723,979,368	932,919,813	
	明治安田外国債券マザーファンド	106,211,669	253,644,086	
合計		1,174,191,203	1,548,647,687	

第２ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

【明治安田ライフプランファンド50】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 （平成24年5月21日現在）	第13期 （平成25年5月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,407,079	81,446,934
親投資信託受益証券	1,095,011,667	1,563,219,531
未収入金	-	2,663,925
未収利息	68	66
流動資産合計	1,136,418,814	1,647,330,456
資産合計	1,136,418,814	1,647,330,456
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	24,462,062
未払解約金	126,256	4,305,498
未払受託者報酬	416,431	514,349
未払委託者報酬	6,603,308	8,156,073
その他未払費用	35,634	44,032
流動負債合計	7,181,629	37,482,014
負債合計	7,181,629	37,482,014
純資産の部		
元本等		
元本	1,391,713,438	1,438,944,853
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	262,476,253	170,903,589
（分配準備積立金）	134,693,451	252,210,531
元本等合計	1,129,237,185	1,609,848,442
純資産合計	1,129,237,185	1,609,848,442
負債純資産合計	1,136,418,814	1,647,330,456

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）	第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）
営業収益		
受取利息	21,448	23,249
有価証券売買等損益	41,840,380	484,034,610
その他収益	258	-
営業収益合計	41,818,674	484,057,859
営業費用		
受託者報酬	826,829	950,855
委託者報酬	13,110,933	15,077,706
その他費用	70,750	81,384
営業費用合計	14,008,512	16,109,945
営業利益又は営業損失（ ）	55,827,186	467,947,914
経常利益又は経常損失（ ）	55,827,186	467,947,914
当期純利益又は当期純損失（ ）	55,827,186	467,947,914
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,962,907	16,581,844
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	195,344,876	262,476,253
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,733,077	22,725,173
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,733,077	22,725,173
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,000,175	16,249,339
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,000,175	16,249,339
分配金	-	24,462,062
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	262,476,253	170,903,589

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成24年5月22日から平成25年5月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 (平成24年5月21日現在)	第13期 (平成25年5月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,391,713,438口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,438,944,853口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 262,476,253円	-
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8114円 (10,000口当たり純資産額) (8,114円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1188円 (10,000口当たり純資産額) (11,188円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）			第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 1,108,752円			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 1,291,416円		
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、357,702,116円（10,000口当たり2,570円21銭）であり、分配金は0円としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、523,142,553円（10,000口当たり3,635円58銭）のうち、24,462,062円（10,000口当たり170円00銭）を分配金額としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後） A	10,018,588円		配当等収益額（費用控除後） A	24,759,095円	
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填 後） B	-円		有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填 後） B	128,291,636円	
収益調整金額 C	223,008,665円		収益調整金額 C	246,469,960円	
分配準備積立金額 D	124,674,863円		分配準備積立金額 D	123,621,862円	
分配対象額（A + B + C + D） E	357,702,116円		分配対象額（A + B + C + D） E	523,142,553円	
期末受益権口数 F	1,391,713,438口		期末受益権口数 F	1,438,944,853口	
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） G	2,570円 21銭		10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） G	3,635円 58銭	
10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭		10,000口当たりの分配金額 H	170円 00銭	
分配金額（F × H ÷ 10,000） I	-円		分配金額（F × H ÷ 10,000） I	24,462,062円	

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）	第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期(自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)

該当事項はございませぬ。

第13期(自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
期首元本額	1,322,899,445円	1,391,713,438円
期中追加設定元本額	187,063,624円	170,537,624円
期中一部解約元本額	118,249,631円	123,306,209円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	39,417,994	449,037,206
合計	39,417,994	449,037,206

3. デリバティブ取引関係

第12期(平成24年 5月21日現在)

該当事項はございませぬ。

第13期(平成25年 5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成25年５月20日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成25年５月20日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	546,708,653	522,270,776	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	138,198,229	183,969,482	
	明治安田欧州株式マザーファンド	118,999,362	174,762,463	
	明治安田日本債券マザーファンド	347,674,094	448,012,837	
	明治安田外国債券マザーファンド	98,071,259	234,203,973	
合計		1,249,651,597	1,563,219,531	

第２ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

【明治安田ライフプランファンド70】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 （平成24年5月21日現在）	第13期 （平成25年5月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,950,080	56,616,967
親投資信託受益証券	616,754,164	961,879,635
未収入金		-
未収利息	39	46
流動資産合計	640,704,283	1,018,496,648
資産合計	640,704,283	1,018,496,648
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	15,291,847
未払解約金	100,307	2,950,896
未払受託者報酬	271,227	347,650
未払委託者報酬	4,170,118	5,345,073
その他未払費用	33,843	43,397
流動負債合計	4,575,495	23,978,863
負債合計	4,575,495	23,978,863
純資産の部		
元本等		
元本	917,314,821	955,740,463
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	281,186,033	38,777,322
（分配準備積立金）	70,451,297	187,719,072
元本等合計	636,128,788	994,517,785
純資産合計	636,128,788	994,517,785
負債純資産合計	640,704,283	1,018,496,648

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）	第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）
営業収益		
受取利息	11,984	13,539
有価証券売買等損益	37,718,850	355,992,965
その他収益	163	-
営業収益合計	37,706,703	356,006,504
営業費用		
受託者報酬	530,314	630,861
委託者報酬	8,153,513	9,699,430
その他費用	66,171	78,734
営業費用合計	8,749,998	10,409,025
営業利益又は営業損失（ ）	46,456,701	345,597,479
経常利益又は経常損失（ ）	46,456,701	345,597,479
当期純利益又は当期純損失（ ）	46,456,701	345,597,479
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,384,529	18,558,549
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	209,591,267	281,186,033
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,977,294	39,737,428
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,977,294	39,737,428
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,499,888	31,521,156
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,499,888	31,521,156
分配金	-	15,291,847
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	281,186,033	38,777,322

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成24年5月22日から平成25年5月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第12期 （平成24年5月21日現在）	第13期 （平成25年5月20日現在）
1. 計算期間の末日における受益権の総数 917,314,821口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 955,740,463口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 281,186,033円	-
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6935円 （10,000口当たり純資産額）（6,935円）	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0406円 （10,000口当たり純資産額）（10,406円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）			第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 679,337円			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 809,883円		
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、286,246,103円（10,000口当たり3,120円47銭）であり、分配金は0円としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、440,240,869円（10,000口当たり4,606円25銭）のうち、15,291,847円（10,000口当たり160円00銭）を分配金額としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	5,621,566円	配当等収益額（費用控除後）	A	15,358,593円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填 後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填 後）	B	126,415,578円
収益調整金額	C	215,794,806円	収益調整金額	C	237,229,950円
分配準備積立金額	D	64,829,731円	分配準備積立金額	D	61,236,748円
分配対象額（A + B + C + D）	E	286,246,103円	分配対象額（A + B + C + D）	E	440,240,869円
期末受益権口数	F	917,314,821口	期末受益権口数	F	955,740,463口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	3,120円 47銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	4,606円 25銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	160円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	15,291,847円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第12期 （自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日）	第13期 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期(自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)

該当事項はございません。

第13期(自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
期首元本額	830,814,745円	917,314,821円
期中追加設定元本額	171,892,741円	171,089,795円
期中一部解約元本額	85,392,665円	132,664,153円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第12期 (自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日)	第13期 (自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	36,313,801	328,082,408
合計	36,313,801	328,082,408

3. デリバティブ取引関係

第12期(平成24年 5月21日現在)

該当事項はございません。

第13期(平成25年 5月20日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成25年 5 月20日現在）
該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成25年 5 月20日現在)

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	421,525,960	402,683,749	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	116,407,382	154,961,506	
	明治安田欧州株式マザーファンド	103,533,288	152,048,986	
	明治安田日本債券マザーファンド	120,507,253	155,285,646	
	明治安田外国債券マザーファンド	40,576,085	96,899,748	
合計		802,549,968	961,879,635	

第 2 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年5月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	28,141,579
株式	4,048,633,700
未収入金	69,244,827
未収配当金	33,460,732
未収利息	23
流動資産合計	4,179,480,861
資産合計	4,179,480,861
負債の部	
流動負債	
未払金	42,055,895
未払解約金	5,343,293
流動負債合計	47,399,188
負債合計	47,399,188
純資産の部	
元本等	
元本	4,325,298,806
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	193,217,133
元本等合計	4,132,081,673
純資産合計	4,132,081,673
負債純資産合計	4,179,480,861

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成25年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成25年1月22日から平成26年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(平成25年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成24年5月22日 至 平成25年5月20日）の元本状況	
期首（平成24年5月22日）の元本額	6,639,173,080円
対象期間中の追加設定元本額	460,602,076円
対象期間中の一部解約元本額	2,774,476,350円
平成25年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	903,841,834円
明治安田ライフプランファンド20	267,938,884円
明治安田ライフプランファンド50	546,708,653円
明治安田ライフプランファンド70	421,525,960円
明治安田外債日本株ファンド	1,088,753,593円
楽天資産形成ファンド	373,087,934円
明治安田V Aライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	95,246,650円
明治安田V Aライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	86,466,479円
明治安田V Aライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	38,333,146円
明治安田V A日本株式ファンド（適格機関投資家専用）	135,736,986円
日本株式私募リサーチアクティブファンド（適格機関投資家専用）	367,658,687円
計	4,325,298,806円
2. 元本の欠損	193,217,133円
3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9553円
（10,000口当たり純資産額）	(9,553円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	前田建設工業	24,000	502	12,048,000	
	積水ハウス	13,000	1,469	19,097,000	
	サッポロホールディングス	82,000	434	35,588,000	
	味の素	39,000	1,510	58,890,000	
	日本たばこ産業	16,000	3,790	60,640,000	
	東レ	55,000	747	41,085,000	
	信越化学工業	13,700	7,180	98,366,000	
	日本触媒	39,000	1,114	43,446,000	
	J S R	2,200	2,269	4,991,800	
	東京応化工業	11,600	2,420	28,072,000	
	日本ペイント	32,000	1,218	38,976,000	
	ポース・オルビスホールディングス	2,800	3,635	10,178,000	
	日東電工	5,500	7,150	39,325,000	
	エフピコ	2,500	6,290	15,725,000	
	武田薬品工業	9,400	4,950	46,530,000	
	アステラス製薬	8,800	5,700	50,160,000	
	田辺三菱製薬	4,600	1,388	6,384,800	
	中外製薬	14,800	2,422	35,845,600	
	ロート製薬	24,000	1,532	36,768,000	
	小野薬品工業	3,000	6,660	19,980,000	
	昭和シェル石油	50,300	895	45,018,500	
	J Xホールディングス	58,200	553	32,184,600	
	横浜ゴム	60,000	1,245	74,700,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	9,600	2,324	22,310,400	
	大和工業	5,300	3,630	19,239,000	
	東京鐵鋼	21,000	380	7,980,000	
	日立金属	16,000	1,186	18,976,000	
	D O W Aホールディングス	47,000	894	42,018,000	
	住友電気工業	21,000	1,449	30,429,000	
	日立電線	53,000	200	10,600,000	
	三和ホールディングス	38,000	606	23,028,000	
	リンナイ	2,200	8,150	17,930,000	
	日特エンジニアリング	9,300	1,065	9,904,500	
	ディスコ	5,600	6,930	38,808,000	
	オイレス工業	7,400	2,217	16,405,800	
	クボタ	56,000	1,722	96,432,000	
	ホシザキ電機	5,600	3,500	19,600,000	
	三菱重工業	55,000	746	41,030,000	
	日立製作所	239,000	786	187,854,000	
	安川電機	36,000	1,430	51,480,000	
	日本光電工業	9,600	4,155	39,888,000	
	シスメックス	5,800	7,040	40,832,000	
	ファナック	3,000	16,170	48,510,000	

	太陽誘電	27,500	1,845	50,737,500	
	リコー	47,000	1,339	62,933,000	
	デンソー	17,000	4,890	83,130,000	
	いすゞ自動車	56,000	873	48,888,000	
	トヨタ自動車	31,900	6,590	210,221,000	
	マツダ	115,000	445	51,175,000	
	本田技研工業	29,000	4,275	123,975,000	
	富士重工業	20,000	2,534	50,680,000	
	東京瓦斯	121,000	627	75,867,000	
	東京急行電鉄	113,000	742	83,846,000	
	KDDI	34,500	5,170	178,365,000	
	ソフトバンク	26,000	6,080	158,080,000	
	丸紅	47,000	775	36,425,000	
	三井物産	21,200	1,472	31,206,400	
	日立ハイテクノロジーズ	16,800	2,553	42,890,400	
	住友商事	23,500	1,407	33,064,500	
	セブン&アイ・ホールディングス	16,900	3,900	65,910,000	
	良品計画	9,000	8,720	78,480,000	
	コメリ	6,200	2,949	18,283,800	
	ケーズホールディングス	11,600	3,180	36,888,000	
	アークス	9,700	1,926	18,682,200	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	358,600	699	250,661,400	
	三井住友フィナンシャルグループ	45,000	4,710	211,950,000	
	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	70,600	888	62,692,800	
	第一生命保険	229	165,600	37,922,400	
	T&Dホールディングス	27,200	1,399	38,052,800	
	全国保証	5,300	4,105	21,756,500	
	イオンフィナンシャルサービス	6,600	2,992	19,747,200	
	三井不動産	25,000	3,340	83,500,000	
	三菱地所	13,000	2,894	37,622,000	
	住友不動産	9,000	4,670	42,030,000	
	エムスリー	96	228,300	21,916,800	
	リゾートトラスト	6,300	3,300	20,790,000	
	楽天	17,700	1,300	23,010,000	
小計		2,601,225		4,048,633,700	
合計				4,048,633,700	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式77銘柄	98.0%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券（平成25年5月20日現在）

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年5月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	1,327,544
コール・ローン	4,575,726
株式	1,488,760,387
投資信託受益証券	5,719,119
投資証券	12,546,513
未収入金	8,415,668
未収配当金	2,376,708
未収利息	3
流動資産合計	1,523,721,668
資産合計	1,523,721,668
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	46,635
未払解約金	8,745,079
流動負債合計	8,791,714
負債合計	8,791,714
純資産の部	
元本等	
元本	1,138,013,933
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	376,916,021
元本等合計	1,514,929,954
純資産合計	1,514,929,954
負債純資産合計	1,523,721,668

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成25年5月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末および当期末が休日のため、平成25年4月23日から平成26年4月21日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成25年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自平成24年5月22日 至 平成25年5月20日）の元本状況	
期首（平成24年5月22日）の元本額	1,291,968,970円
対象期間中の追加設定元本額	101,420,247円
対象期間中の一部解約元本額	255,375,284円
平成25年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	238,547,255円
明治安田ライフプランファンド20	40,624,636円
明治安田ライフプランファンド50	138,198,229円
明治安田ライフプランファンド70	116,407,382円
フコク株25大河	71,542,732円
フコク株50大河	153,135,222円
フコク株75大河	174,630,480円
楽天資産形成ファンド	130,314,923円
明治安田V Aアメリカ株式ファンド（適格機関投資家専用）	23,092,929円
明治安田V Aライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	11,787,001円
明治安田V Aライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	20,663,203円
明治安田V Aライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	10,340,003円
大河25V A 適格機関投資家専用	2,560,723円
大河50V A 適格機関投資家専用	3,514,515円
大河75V A 適格機関投資家専用	2,654,700円
計	1,138,013,933円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3312円
（10,000口当たり純資産額）	(13,312円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	240	269.90	64,776.00	
	ABBOTT LABORATORIES	1,960	36.59	71,716.40	
	AES CORP	1,780	12.99	23,122.20	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,230	208.44	256,381.20	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	310	94.33	29,242.30	
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	780	55.89	43,594.20	
	ALLSTATE CORP	1,260	50.00	63,000.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	570	80.75	46,027.50	
	AMGEN INC	700	105.63	73,941.00	
	HESS CORP	410	69.68	28,568.80	
	AMERICAN EXPRESS CO	1,160	73.32	85,051.20	
	AFLAC INC	1,120	55.24	61,868.80	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	1,040	45.23	47,039.20	
	VALERO ENERGY CORP	1,410	41.20	58,092.00	
	APOLLO GROUP INC-CL A	1,750	21.35	37,362.50	
	APACHE CORP	550	81.30	44,715.00	
	COMCAST CORP-CLASS A	2,870	42.64	122,376.80	
	APPLE INC	1,000	433.26	433,260.00	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	870	35.00	30,450.00	
	PINNACLE WEST CAPITAL	470	60.57	28,467.90	
	BMC SOFTWARE INC	890	45.49	40,486.10	
	BALL CORP	980	45.75	44,835.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,830	113.02	206,826.60	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	480	72.94	35,011.20	
	BED BATH & BEYOND INC	810	69.13	55,995.30	
	BECTON DICKINSON AND CO	470	101.78	47,836.60	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	3,220	53.35	171,787.00	
	SLM CORP	790	22.74	17,964.60	
	BOEING CO/THE	1,090	98.92	107,822.80	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	790	43.30	34,207.00	
	ONEOK INC	790	49.25	38,907.50	
	FEDEX CORP	560	100.05	56,028.00	
	CSX CORP	1,270	25.92	32,918.40	
	CARDINAL HEALTH INC	950	47.79	45,400.50	
	CATERPILLAR INC	620	87.67	54,355.40	
	CELGENE CORP	570	124.91	71,198.70	
	JPMORGAN CHASE & CO	4,330	52.30	226,459.00	
	CHUBB CORP	420	89.88	37,749.60	
	CIGNA CORP	830	67.90	56,357.00	
	CISCO SYSTEMS INC	6,650	24.24	161,196.00	
	COCA-COLA CO/THE	3,330	42.97	143,090.10	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	840	62.04	52,113.60	

CA INC	1,140	27.69	31,566.60
CONAGRA FOODS INC	910	35.92	32,687.20
CONSOLIDATED EDISON INC	440	60.79	26,747.60
CMS ENERGY CORP	680	29.10	19,788.00
CAMERON INTERNATIONAL CORP	490	64.47	31,590.30
CUMMINS INC	340	116.43	39,586.20
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	350	85.55	29,942.50
MOODY'S CORP	710	67.91	48,216.10
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	470	65.50	30,785.00
TARGET CORP	770	71.06	54,716.20
DEERE & CO	600	86.97	52,182.00
DELL INC	2,410	13.39	32,269.90
WALT DISNEY CO/THE	1,770	66.58	117,846.60
DOLLAR TREE INC	970	49.76	48,267.20
DOVER CORP	590	77.21	45,553.90
OMNICOM GROUP	560	63.31	35,453.60
DTE ENERGY COMPANY	640	71.77	45,932.80
FLOWSERVE CORP	220	169.90	37,378.00
EBAY INC	600	56.71	34,026.00
EMC CORP/MASS	3,840	24.24	93,081.60
BANK OF AMERICA CORP	11,470	13.43	154,042.10
CITIGROUP INC	3,320	51.45	170,814.00
EASTMAN CHEMICAL CO	600	73.95	44,370.00
EMERSON ELECTRIC CO	500	59.36	29,680.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	350	70.85	24,797.50
EXXON MOBIL CORP	4,760	91.76	436,777.60
FMC CORP	490	63.35	31,041.50
NEXTERA ENERGY INC	390	81.10	31,629.00
ASSURANT INC	950	49.84	47,348.00
FIFTH THIRD BANCORP	1,850	18.25	33,762.50
FISERV INC	480	90.59	43,483.20
MACY'S INC	830	48.67	40,396.10
FOSSIL INC	260	108.56	28,225.60
FRANKLIN RESOURCES INC	340	168.32	57,228.80
GAP INC/THE	1,260	40.96	51,609.60
GENERAL MILLS INC	570	50.36	28,705.20
GILEAD SCIENCES INC	1,200	56.30	67,560.00
GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	2,900	14.74	42,746.00
MCKESSON CORP	520	116.89	60,782.80
GENERAL ELECTRIC CO	9,390	23.46	220,289.40
HALLIBURTON CO	1,510	45.25	68,327.50
GOLDMAN SACHS GROUP INC	410	158.18	64,853.80
HARRIS CORP	700	50.46	35,322.00
HELMERICH & PAYNE	650	65.39	42,503.50
HEWLETT-PACKARD CO	1,110	21.27	23,609.70
UNUM GROUP	550	28.45	15,647.50

HOME DEPOT INC	1,560	76.86	119,901.60
HORMEL FOODS CORP	500	42.70	21,350.00
HUMANA INC	180	80.45	14,481.00
BIOGEN IDEC INC	140	226.85	31,759.00
INTEL CORP	5,870	24.04	141,114.80
INTERNATIONAL PAPER CO	920	48.18	44,325.60
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	810	54.09	43,812.90
JABIL CIRCUIT INC	1,880	20.05	37,694.00
JOHNSON & JOHNSON	2,590	88.09	228,153.10
KIMBERLY-CLARK CORP	710	104.35	74,088.50
KOHL'S CORP	890	51.58	45,906.20
KROGER CO	1,340	35.42	47,462.80
LSI CORP	1,960	7.23	14,170.80
ELI LILLY & CO	530	55.90	29,627.00
LINCOLN NATIONAL CORP	1,010	35.25	35,602.50
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	370	88.70	32,819.00
LOCKHEED MARTIN CORP	640	106.41	68,102.40
LOWE'S COS INC	700	42.67	29,869.00
SCANA CORP	840	53.48	44,923.20
MCDONALD'S CORP	710	101.54	72,093.40
MCGRAW HILL FINANCIAL INC	760	55.70	42,332.00
MARSH & MCLENNAN COS	700	41.09	28,763.00
METLIFE INC	740	43.28	32,027.20
MEDTRONIC INC	290	49.84	14,453.60
CVS CAREMARK CORP	1,890	59.44	112,341.60
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	210	98.97	20,783.70
MICROSOFT CORP	7,580	34.87	264,314.60
3M CO	370	111.39	41,214.30
XCEL ENERGY INC	1,340	30.42	40,762.80
FORD MOTOR CO	5,470	15.08	82,487.60
NATIONAL OILWELL VARCO INC	800	68.53	54,824.00
NETAPP INC	330	37.84	12,487.20
NIKE INC -CL B	120	65.32	7,838.40
NOBLE ENERGY INC	400	121.30	48,520.00
NORDSTROM INC	490	60.68	29,733.20
COACH INC	410	59.23	24,284.30
NORTHROP GRUMMAN CORP	630	82.19	51,779.70
WELLS FARGO & CO	5,460	39.88	217,744.80
MONSANTO CO	310	108.38	33,597.80
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	540	92.84	50,133.60
ORACLE CORP	3,870	35.03	135,566.10
PEPSICO INC	1,410	83.80	118,158.00
PFIZER INC	6,790	28.96	196,638.40
CONOCOPHILLIPS	1,280	63.31	81,036.80
PETSMART INC	620	69.60	43,152.00
PITNEY BOWES INC	1,950	14.79	28,840.50

ALTRIA GROUP INC	2,500	37.44	93,600.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	510	71.51	36,470.10
AETNA INC	992	60.04	59,559.68
FLUOR CORP	630	64.57	40,679.10
PPG INDUSTRIES INC	280	158.84	44,475.20
PRAXAIR INC	360	116.20	41,832.00
COSTCO WHOLESALE CORP	470	113.05	53,133.50
T ROWE PRICE GROUP INC	500	78.36	39,180.00
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,340	80.02	187,246.80
PROGRESSIVE CORP	830	26.19	21,737.70
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	880	35.07	30,861.60
QUALCOMM INC	1,300	66.61	86,593.00
US BANCORP	2,320	34.67	80,434.40
ROSS STORES INC	750	65.59	49,192.50
RAYTHEON COMPANY	800	66.89	53,512.00
RYDER SYSTEM INC	720	62.52	45,014.40
SAFEWAY INC	1,670	25.15	42,000.50
ROCKWELL COLLINS INC	700	66.46	46,522.00
TRAVELERS COS INC/THE	450	86.50	38,925.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	570	45.08	25,695.60
MERCK & CO. INC.	2,550	45.99	117,274.50
SCHLUMBERGER LTD	1,530	75.74	115,882.20
ZIMMER HOLDINGS INC	580	80.34	46,597.20
WELLPOINT INC	520	77.81	40,461.20
AMERISOURCEBERGEN CORP	950	54.99	52,240.50
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,350	38.14	51,489.00
EDISON INTERNATIONAL	1,090	48.80	53,192.00
SOUTHERN CO	440	46.60	20,504.00
BB&T CORP	800	32.55	26,040.00
SOUTHWEST AIRLINES CO	3,530	14.38	50,761.40
AT&T INC	4,870	37.44	182,332.80
CHEVRON CORP	2,090	123.42	257,947.80
STARBUCKS CORP	790	64.13	50,662.70
SUNTRUST BANKS INC	1,640	31.88	52,283.20
TESORO CORP	810	62.24	50,414.40
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	630	86.27	54,350.10
TORCHMARK CORP	560	64.86	36,321.60
DAVITA HEALTHCARE PARTNERS INC	320	128.14	41,004.80
TYSON FOODS INC-CL A	1,950	24.95	48,652.50
MARATHON OIL CORP	1,530	36.15	55,309.50
UNION PACIFIC CORP	620	159.91	99,144.20
UNITED TECHNOLOGIES CORP	750	97.35	73,012.50
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,400	62.84	87,976.00
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	190	69.30	13,167.00
WALGREEN CO	1,240	49.61	61,516.40
WAL-MART STORES INC	2,120	77.87	165,084.40

	WESTERN DIGITAL CORP	670	60.46	40,508.20	
	WHIRLPOOL CORP	390	130.71	50,976.90	
	WHOLE FOODS MARKET INC	230	103.77	23,867.10	
	NASDAQ OMX GROUP/THE	1,040	31.26	32,510.40	
	WISCONSIN ENERGY CORP	790	43.70	34,523.00	
	XEROX CORP	5,230	8.82	46,128.60	
	TJX COMPANIES INC	1,550	51.33	79,561.50	
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	2,350	10.74	25,239.00	
	REGIONS FINANCIAL CORP	2,210	9.05	20,000.50	
	GOOGLE INC-CL A	240	909.18	218,203.20	
	NEWS CORP-CL A	1,410	33.22	46,840.20	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	210	190.52	40,009.20	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	600	81.69	49,014.00	
	VIACOM INC-CLASS B	1,060	69.72	73,903.20	
	MASTERCARD INC-CLASS A	90	584.78	52,630.20	
	WESTERN UNION CO	1,620	16.65	26,973.00	
	SAIC INC	2,030	15.47	31,404.10	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,350	47.70	64,395.00	
	TERADATA CORP	590	57.34	33,830.60	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,530	95.68	146,390.40	
	VISA INC-CLASS A SHARES	400	184.57	73,828.00	
	LORILLARD INC	1,140	44.27	50,467.80	
	MARATHON PETROLEUM CORP	790	82.68	65,317.20	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	970	67.32	65,300.40	
	COCA-COLA ENTERPRISES	840	38.21	32,096.40	
	ACCENTURE PLC-CL A	840	82.24	69,081.60	
	SEAGATE TECHNOLOGY	1,020	41.47	42,299.40	
	DOLLAR GENERAL CORP	760	54.08	41,100.80	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	630	57.84	36,439.20	
	AON PLC	440	66.29	29,167.60	
	TE CONNECTIVITY LTD	930	45.99	42,770.70	
	TIME WARNER CABLE	430	97.95	42,118.50	
	TIME WARNER INC	1,130	60.71	68,602.30	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	420	110.95	46,599.00	
	CBRE GROUP INC	550	24.78	13,629.00	
	DELPHI AUTOMOTIVE PLC	1,110	48.52	53,857.20	
	PHILLIPS 66	1,190	65.46	77,897.40	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	720	61.87	44,546.40	
	DUKE ENERGY CORP	350	71.62	25,067.00	
	DIRECTV	1,180	65.21	76,947.80	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,810	31.50	57,015.00	
	ABBVIE INC	2,130	47.17	100,472.10	
小計		288,152		14,473,657.28	
				(1,488,760,387)	
合計				1,488,760,387	

				(1,488,760,387)	
--	--	--	--	-----------------	--

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式222銘柄	98.3%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券

(平成25年5月20日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	SPDR S&P 500 ETF TRUST	333	166.97	55,601.01	
小計		333		55,601.01	
				(5,719,119)	
投資証券					
米ドル	EQUITY RESIDENTIAL	270	59.59	16,089.30	
	HCP INC	210	54.38	11,419.80	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	230	179.85	41,365.50	
	PUBLIC STORAGE	70	167.45	11,721.50	
	AMERICAN TOWER CORP INC CL-A	490	84.45	41,380.50	
小計		1,270		121,976.60	
				(12,546,513)	
合計				18,265,632	
				(18,265,632)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	0.4%	31.3%
	投資証券 5 銘柄	0.8%	68.7%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(平成25年5月20日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	8,368,213	-	8,414,848	46,635
	米ドル	8,368,213	-	8,414,848	46,635
合計		-	-	-	46,635

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田欧州株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年5月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	11,749,336
コール・ローン	36,804,016
株式	1,717,185,293
派生商品評価勘定	1,034
未収入金	19,026,007
未収配当金	11,278,418
未収利息	30
流動資産合計	1,796,044,134
資産合計	1,796,044,134
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,091
未払金	5,815,872
未払解約金	616,151
流動負債合計	6,443,114
負債合計	6,443,114
純資産の部	
元本等	
元本	1,218,587,279
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	571,013,741
元本等合計	1,789,601,020
純資産合計	1,789,601,020
負債純資産合計	1,796,044,134

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成25年5月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成25年1月22日から平成26年1月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成25年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成24年5月22日 至 平成25年5月20日)の元本状況	
期首(平成24年5月22日)の元本額	1,607,110,099円
対象期間中の追加設定元本額	130,403,627円
対象期間中の一部解約元本額	518,926,447円
平成25年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田欧州株式ファンド	607,965,877円
明治安田ライフプランファンド20	35,436,646円
明治安田ライフプランファンド50	118,999,362円
明治安田ライフプランファンド70	103,533,288円
フコク株25大河	40,693,033円
フコク株50大河	90,732,140円
フコク株75大河	104,225,939円
楽天資産形成ファンド	58,163,396円
明治安田V A欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	15,840,504円
明治安田V Aライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	10,387,318円
明治安田V Aライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	18,213,059円
明治安田V Aライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	9,154,799円
大河25V A 適格機関投資家専用	1,528,165円
大河50V A 適格機関投資家専用	2,142,892円
大河75V A 適格機関投資家専用	1,570,861円
計	1,218,587,279円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4686円
(10,000口当たり純資産額)	(14,686円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリスポンド	BHP BILLITON PLC	9,923	19.285	191,365.05	
	BAE SYSTEMS PLC	57,922	4.10	237,480.20	
	PRUDENTIAL PLC	20,677	11.93	246,676.61	
	SSE PLC	9,690	16.02	155,233.80	
	SERCO GROUP PLC	34,176	6.35	217,017.60	
	BP PLC	47,243	4.6995	222,018.47	
	BG GROUP PLC	12,212	12.31	150,329.72	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	6,155	17.125	105,404.37	
	BARCLAYS PLC	90,162	3.268	294,649.41	
	CENTRICA PLC	57,883	3.869	223,949.32	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	16,987	23.10	392,399.70	
	COBHAM PLC	81,966	2.812	230,488.39	
	SEVERN TRENT PLC	15,473	20.50	317,196.50	
	ANGLO AMERICAN PLC	3,580	15.70	56,206.00	
CABLE & WIRELESS COMMUNICATI	260,094	0.443	115,221.64		
小計		724,143		3,155,636.78	
				(492,468,675)	
スイスフラン	SYNGENTA AG-REG	745	397.10	295,839.50	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,531	259.30	396,988.30	
	NOVARTIS AG-REG	8,847	71.75	634,772.25	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,799	247.00	691,353.00	
	NESTLE SA-REG	9,181	66.95	614,667.95	
	UBS AG-REG	26,496	17.82	472,158.72	
	ACTELION LTD-REG	4,313	58.80	253,604.40	
小計		53,912		3,359,384.12	
				(355,859,559)	
スウェーデンクローナ	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	27,954	71.85	2,008,494.90	
	ERICSSON LM-B SHS	19,540	79.95	1,562,223.00	
	TELIASONERA AB	34,276	46.64	1,598,632.64	
小計		81,770		5,169,350.54	
				(79,349,530)	
ノルウェークローネ	DNB ASA	25,833	95.00	2,454,135.00	
	SCHIBSTED ASA	6,700	246.60	1,652,220.00	
小計		32,533		4,106,355.00	
				(72,107,593)	
デンマーククローネ	A P MOLLER - MAERSK A/S - B	29	41,840.00	1,213,360.00	

	NOVOZYMES A/S-B SHARES	8,620	199.00	1,715,380.00	
小計		8,649		2,928,740.00	
				(51,809,410)	
ユーロ	CONTINENTAL AG	3,259	100.30	326,877.70	
	SAP AG	3,093	62.73	194,023.89	
	BAYER AG-REG	5,348	83.79	448,108.92	
	ALLIANZ SE-REG	2,803	119.60	335,238.80	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	1,213	168.40	204,269.20	
	SIEMENS AG-REG	2,084	80.87	168,533.08	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	33,560	9.207	308,986.92	
	WACKER CHEMIE AG	2,798	51.52	144,152.96	
	BRENNTAG AG	1,581	123.50	195,253.50	
	LEG IMMOBILIEN AG	3,445	45.30	156,058.50	
	ENI SPA	13,642	18.98	258,925.16	
	FINMECCANICA SPA	28,391	4.572	129,803.65	
	L'OREAL	2,207	135.00	297,945.00	
	SES	9,293	23.015	213,878.39	
	TOTAL SA	6,795	39.00	265,005.00	
	VINCI SA	4,834	38.025	183,812.85	
	AIR LIQUIDE SA	1,908	97.24	185,533.92	
	AEGON NV	35,927	4.992	179,347.58	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	8,850	22.275	197,133.75	
	ASML HOLDING NV	2,698	61.16	165,009.68	
	TELEFONICA SA	23,147	11.20	259,246.40	
	INDITEX	1,142	104.70	119,567.40	
	UMICORE	3,070	35.905	110,228.35	
小計		201,088		5,046,940.60	
				(665,590,526)	
合計				1,717,185,293	
				(1,717,185,293)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
イギリスポンド	株式15銘柄	27.5%	28.7%
スイスフラン	株式7銘柄	19.9%	20.7%
スウェーデンクローナ	株式3銘柄	4.5%	4.6%
ノルウェークローネ	株式2銘柄	4.0%	4.2%
デンマーククローネ	株式2銘柄	2.9%	3.0%
ユーロ	株式23銘柄	37.2%	38.8%

(2) 株式以外の有価証券(平成25年5月20日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成25年5月20日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	6,982,698	-	6,981,664	1,034
	イギリスポンド	5,822,959	-	5,822,585	374
	ノルウェークローネ	1,159,739	-	1,159,079	660
	買建	6,982,698	-	6,971,607	11,091
	スイスフラン	5,822,959	-	5,815,871	7,088
	ユーロ	1,159,739	-	1,155,736	4,003
	合計	-	-	-	10,057

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年5月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	97,251,230
国債証券	8,951,678,720
特殊債券	201,342,000
社債券	4,609,372,000
未収入金	997,518,360
未収利息	32,775,829
前払費用	8,507,528
流動資産合計	14,898,445,667
資産合計	14,898,445,667
負債の部	
流動負債	
未払金	1,001,957,780
未払解約金	3,908,906
流動負債合計	1,005,866,686
負債合計	1,005,866,686
純資産の部	
元本等	
元本	10,780,925,920
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,111,653,061
元本等合計	13,892,578,981
純資産合計	13,892,578,981
負債純資産合計	14,898,445,667

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成25年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成25年1月22日から平成26年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(平成25年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成24年5月22日 至 平成25年5月20日）の元本状況	
期首（平成24年5月22日）の元本額	10,966,255,323円
対象期間中の追加設定元本額	527,032,259円
対象期間中の一部解約元本額	712,361,662円
平成25年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	8,834,484,002円
明治安田ライフプランファンド20	723,979,368円
明治安田ライフプランファンド50	347,674,094円
明治安田ライフプランファンド70	120,507,253円
楽天資産形成ファンド	274,678,700円
明治安田V A日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	131,018,981円
明治安田V Aライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	279,592,453円
明治安田V Aライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	58,593,421円
明治安田V Aライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	10,397,648円
計	10,780,925,920円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2886円
（10,000口当たり純資産額）	(12,886円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成25年5月20日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成25年5月20日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第102回利付国債5年	128,000,000	128,112,640	
	第3回利付国債40年	14,000,000	15,122,940	
	第4回利付国債40年	126,000,000	136,116,540	
	第5回利付国債40年	20,000,000	20,515,600	
	第303回利付国債10年	101,000,000	106,382,290	
	第306回利付国債10年	920,000,000	968,263,200	
	第307回利付国債10年	96,000,000	100,407,360	
	第308回利付国債10年	194,000,000	202,739,700	
	第309回利付国債10年	246,000,000	253,662,900	
	第310回利付国債10年	1,198,000,000	1,225,194,600	
	第310回利付国債10年	357,000,000	365,103,900	
	第310回利付国債10年	380,000,000	388,626,000	
	第310回利付国債10年	385,000,000	393,739,500	
	第317回利付国債10年	210,000,000	215,508,300	
	第328回利付国債10年	290,000,000	283,550,400	
	第19回利付国債30年	30,000,000	33,128,700	
	第22回利付国債30年	350,000,000	399,329,000	
	第24回利付国債30年	20,000,000	22,825,400	
	第32回利付国債30年	95,000,000	105,114,650	
	第34回利付国債30年	45,000,000	48,880,800	
	第36回利付国債30年	500,000,000	520,955,000	
	第70回利付国債20年	285,000,000	328,895,700	
	第80回利付国債20年	223,000,000	250,246,140	
	第86回利付国債20年	75,000,000	85,791,750	
	第87回利付国債20年	200,000,000	226,384,000	
	第90回利付国債20年	130,000,000	146,881,800	
	第94回利付国債20年	138,000,000	153,915,540	
	第101回利付国債20年	285,000,000	327,225,600	
	第112回利付国債20年	87,000,000	95,431,170	
	第116回利付国債20年	520,000,000	575,083,600	
	第123回利付国債20年	200,000,000	216,996,000	
	第123回利付国債20年	310,000,000	336,343,800	
	第128回利付国債20年	120,000,000	126,019,200	
	第130回利付国債20年	45,000,000	46,440,000	
	第134回利付国債20年	100,000,000	102,745,000	
国債証券計		8,423,000,000	8,951,678,720	
特殊債券	第9回韓国輸出入銀行円貨債券	200,000,000	201,342,000	
特殊債券計		200,000,000	201,342,000	
社債券	第4回韓国政策金融公社円貨社債	100,000,000	100,183,000	

	第4回韓国政策金融公社円貨社債	100,000,000	100,183,000	
	第1回新韓銀行円貨社債	200,000,000	201,900,000	
	第8回現代キャピタル・サービズ・インク円貨社債	100,000,000	100,166,000	
	第20回ラボバンク・ネダーランド円貨社債	200,000,000	199,910,000	
	第5回ハナ銀行円貨社債	100,000,000	100,932,000	
	第489回関西電力(一般担保付)	200,000,000	199,954,000	
	第420回九州電力(一般担保付)	100,000,000	99,593,000	
	第421回九州電力(一般担保付)	100,000,000	98,917,000	
	第20回大林組無担保社債	100,000,000	97,384,000	
	第40回鹿島建設無担保社債	200,000,000	200,896,000	
	第21回双日無担保社債	100,000,000	100,242,000	
	第2回ヒューリック無担保社債	100,000,000	99,316,000	
	第21回コスモ石油無担保社債	200,000,000	196,516,000	
	第41回クレディセゾン無担保社債	100,000,000	100,614,000	
	第43回クレディセゾン無担保社債	100,000,000	99,890,000	
	第6回りそな銀行(劣後特約付)	100,000,000	107,422,000	
	第1回三井住友信託銀行(劣後特約付)	200,000,000	204,840,000	
	第20回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	103,269,000	
	第4回芙蓉総合リース無担保社債	100,000,000	99,646,000	
	第5回東京センチュリーリース株式会社無担保社債	200,000,000	199,762,000	
	第62回アコム無担保社債	100,000,000	99,817,000	
	第163回オリックス無担保社債	100,000,000	100,343,000	
	第168回オリックス無担保社債	100,000,000	98,417,000	
	第14回大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	100,684,000	
	第38回野村ホールディングス無担保社債	200,000,000	200,452,000	
	第39回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	99,959,000	
	第16回東京建物無担保社債	200,000,000	197,638,000	
	第82回住友不動産無担保社債	100,000,000	99,275,000	
	第4回イオンモール無担保社債	200,000,000	198,262,000	
	第95回東武鉄道無担保社債	100,000,000	100,693,000	
	第25回相鉄ホールディングス無担保社債	200,000,000	201,334,000	
	第19回山陽電気鉄道無担保社債	100,000,000	100,297,000	
	第42回ソフトバンク無担保社債	200,000,000	200,666,000	
社債券計		4,600,000,000	4,609,372,000	
合計			13,762,392,720	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	国債証券31銘柄	64.4%	65.0%
	特殊債券 1 銘柄	1.4%	1.5%
	社債券33銘柄	33.2%	33.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年5月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	22,080,782
コール・ローン	60,244,913
国債証券	2,386,554,266
特殊債券	153,066,978
社債券	226,188,743
派生商品評価勘定	8,373,474
未収入金	84,392,973
未収利息	17,777,580
前払費用	4,742,151
流動資産合計	2,963,421,860
資産合計	2,963,421,860
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,461,459
未払金	30,278,810
未払解約金	4,593,971
流動負債合計	40,334,240
負債合計	40,334,240
純資産の部	
元本等	
元本	1,224,021,385
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,699,066,235
元本等合計	2,923,087,620
純資産合計	2,923,087,620
負債純資産合計	2,963,421,860

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成25年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末および当期末が休日のため、平成25年3月11日から平成26年3月10日までとなっております。

(その他の注記)

(平成25年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成24年5月22日 至 平成25年5月20日)の元本状況	
期首(平成24年5月22日)の元本額	1,642,458,222円
対象期間中の追加設定元本額	57,094,763円
対象期間中の一部解約元本額	475,531,600円
平成25年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田外国債券ファンド	61,387,789円
明治安田ライフプランファンド20	106,211,669円
明治安田ライフプランファンド50	98,071,259円
明治安田ライフプランファンド70	40,576,085円
フコク株25大河	29,199,484円
フコク株50大河	44,481,957円
明治安田外債日本株ファンド	572,885,420円
明治安田V A外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	211,267,857円
明治安田V Aライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	37,702,536円
明治安田V Aライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	16,275,907円
明治安田V Aライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	3,682,006円
大河25V A 適格機関投資家専用	1,170,824円
大河50V A 適格機関投資家専用	1,108,592円
計	1,224,021,385円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3881円
(10,000口当たり純資産額)	(23,881円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成25年5月20日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成25年5月20日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 0.125%	595,000	595,092.96	
	US TREASURY 0.25%	1,525,000	1,526,429.68	
	US TREASURY N/B 0.375%	370,000	370,260.15	
	US TREASURY N/B 1%	1,095,000	1,113,478.12	
	US TREASURY N/B 0.875%	320,000	323,850.00	
	US TREASURY N/B 0.625%	755,000	754,705.08	
	US TREASURY N/B 1.5%	500,000	512,695.31	
	US TREASURY N/B 2.125%	470,000	489,093.75	
	TSY INFL IX N/B 0.625%	380,000	435,721.32	
	US TREASURY N/B 1.75%	745,000	743,777.73	
	TSY INFL IX N/B 0.125%	385,000	412,245.33	
	US TREASURY N/B 3.5%	260,000	281,104.68	
	US TREASURY N/B 3.5%	115,000	124,334.76	
	US TREASURY N/B 3.125%	300,000	299,718.75	
	US TREASURY N/B 2.75%	280,000	257,993.75	
	US TREASURY N/B 2.75%	330,000	304,064.06	
小計		8,425,000	8,544,565.43	
			(878,894,000)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 2.75%	730,000	765,631.30	
小計		730,000	765,631.30	
			(76,517,192)	
イギリスポンド	TREASURY 4.25%	150,000	182,175.00	
	TREASURY 4.75%	120,000	155,059.20	
	TREASURY 4.25%	150,000	179,700.00	
小計		420,000	516,934.20	
			(80,672,751)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 2.25%	185,000	200,286.55	
小計		185,000	200,286.55	
			(16,377,431)	
マレーシアリングット	MALAYSIAN GOV'T 3.418%	550,000	561,335.50	
小計		550,000	561,335.50	

			(19,079,793)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRMNT 4.25%	995,000	1,160,816.75	
小計		995,000	1,160,816.75	
			(17,818,537)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 4.5%	440,000	513,832.00	
小計		440,000	513,832.00	
			(9,022,889)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4%	2,500,000	2,923,500.00	
小計		2,500,000	2,923,500.00	
			(51,716,715)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8%	4,980,000	6,091,536.00	
小計		4,980,000	6,091,536.00	
			(50,803,410)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 6.75%	1,770,000	1,858,323.00	
小計		1,770,000	1,858,323.00	
			(20,311,470)	
ユーロ	DEUTSCHLAND I/L 1.5%	1,260,000	1,550,678.37	
	BTPS I/L 2.1%	90,000	106,131.42	
	BTPS 4.5%	220,000	238,546.00	
	BTPS 4.25%	405,000	432,621.00	
	BTPS I/L 2.35%	70,000	79,253.18	
	BTPS 3.75%	725,000	746,025.00	
	BTPS 3.75%	160,000	164,640.00	
	BTPS 3.75%	195,000	200,655.00	
	BTPS I/L 2.1%	570,000	602,397.71	
	BTPS I/L 2.1%	150,000	158,525.71	
	BTAN 1%	20,000	20,367.00	
	BTAN 1%	1,020,000	1,038,717.00	
	FRANCE O.A.T. 3%	135,000	150,363.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	85,000	103,912.50	
	FRANCE O.A.T. 3.5%	380,000	433,504.00	
	FRANCE O.A.T. 5.75%	80,000	118,392.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	225,000	237,307.50	
	NETHERLANDS GOVT 4%	70,000	78,344.00	
	NETHERLANDS GOVT 5.5%	145,000	208,278.00	
	NETHERLANDS GOVT 2.5%	100,000	103,580.00	
	NETHERLANDS GOVT 2.5%	140,000	145,012.00	

	SPANISH GOV'T 3.3%	360,000	369,759.60	
	SPANISH GOV'T 3.25%	390,000	399,886.50	
	SPANISH GOV'T 4.25%	160,000	168,320.00	
	SPANISH GOV'T 4.85%	280,000	299,180.00	
	SPANISH GOV'T 4.2%	45,000	40,473.00	
	BELGIAN 0318 3.75%	310,000	361,429.00	
	BELGIAN 4.25%	145,000	175,000.50	
	REP OF AUSTRIA 4.15%	80,000	105,068.00	
小計		8,015,000	8,836,366.99	
			(1,165,340,078)	
国債証券計			2,386,554,266	
			(2,386,554,266)	
特殊債券				
米ドル	BK NED GEMEENTEN 2.5%	350,000	366,450.00	
	AGENCE FRANCAISE 1.625%	200,000	203,460.00	
	CADES 1.375%	155,000	156,209.00	
小計		705,000	726,119.00	
			(74,688,600)	
オーストラリアドル	RENTENBANK 6.25%	165,000	184,800.00	
	RENTENBANK 5.5%	110,000	121,016.50	
	EUROPEAN INVT BK 6.125%	105,000	115,153.50	
小計		380,000	420,970.00	
			(42,219,081)	
イギリスポンド	EUROPEAN INVT BK 4.875%	205,000	231,701.25	
小計		205,000	231,701.25	
			(36,159,297)	
特殊債券計			153,066,978	
			(153,066,978)	
社債券				
米ドル	BANK OF AMER CRP 3.875%	185,000	199,245.00	
	NEW YORK LIFE GL 1.65%	150,000	152,280.00	
	DEUTSCHE BK LOND 6%	160,000	190,160.00	
	PETROBRAS 3%	40,000	40,228.00	
	JPMORGAN CHASE 6.3%	140,000	171,024.00	
	GEN ELEC CAP CRP 6%	80,000	97,296.00	
	HSBC HOLDINGS 4%	100,000	109,540.00	
	BP CAPITAL PLC 3.245%	175,000	178,797.50	

小計		1,030,000	1,138,570.50	
			(117,113,361)	
イギリスポンド	CITIGROUP INC 5.5%	90,000	99,333.00	
小計		90,000	99,333.00	
			(15,501,907)	
ユーロ	SOCIETE GENERALE 3.125%	100,000	107,915.00	
	COM BK AUSTRALIA 4.375%	100,000	116,810.00	
	CREDIT SUISSE LD 4.75%	150,000	178,410.00	
	RABOBANK 4%	60,000	68,652.00	
	ING BANK NV 4.5%	100,000	116,200.00	
	ABN AMRO BANK NV 4.125%	105,000	121,548.00	
小計		615,000	709,535.00	
			(93,573,475)	
社債券計			226,188,743	
			(226,188,743)	
合計			2,765,809,987	
			(2,765,809,987)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券14銘柄	30.1%	31.8%
	特殊債券3銘柄	2.6%	2.7%
	社債券8銘柄	4.0%	4.2%
カナダドル	国債証券1銘柄	2.6%	2.8%
オーストラリアドル	特殊債券3銘柄	1.4%	1.5%
イギリスポンド	国債証券3銘柄	2.8%	2.9%
	特殊債券1銘柄	1.2%	1.3%
	社債券1銘柄	0.5%	0.6%
シンガポールドル	国債証券1銘柄	0.6%	0.6%
マレーシアリングgit	国債証券1銘柄	0.6%	0.7%
スウェーデンクローナ	国債証券1銘柄	0.6%	0.7%
ノルウェークローネ	国債証券1銘柄	0.3%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券1銘柄	1.8%	1.9%
メキシコペソ	国債証券1銘柄	1.7%	1.8%
南アフリカランド	国債証券1銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券24銘柄	39.9%	42.1%
	社債券6銘柄	3.2%	3.4%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成25年5月20日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	388,330,632	-	392,545,382	4,214,750
	米ドル	49,492,639	-	50,096,123	603,484
	オーストラリアドル	14,697,240	-	14,470,659	226,581
	シンガポールドル	6,026,813	-	6,129,000	102,187
	ノルウェークローネ	5,402,208	-	5,596,800	194,592
	デンマーククローネ	26,097,150	-	26,550,000	452,850
	メキシコペソ	19,624,506	-	20,013,400	388,894
	ユーロ	266,990,076	-	269,689,400	2,699,324
	買建	447,110,721	-	454,237,486	7,126,765
	米ドル	177,877,320	-	184,526,000	6,648,680
	オーストラリアドル	57,905,784	-	57,287,250	618,534
	イギリスポンド	51,544,072	-	52,219,800	675,728
	スイスフラン	13,152,763	-	13,245,000	92,237
	スウェーデンクローナ	43,268,704	-	43,374,086	105,382
	ノルウェークローネ	4,394,988	-	4,547,400	152,412
	ポーランドズロチ	20,898,810	-	21,228,750	329,940
	ユーロ	78,068,280	-	77,809,200	259,080
	合計	-	-	-	2,912,015

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
 2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

[次へ](#)

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間(平成25年5月21日から平成25年11月20日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

[前へ](#)

中間財務諸表

【明治安田ライフプランファンド20】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第13期計算期間末 (平成25年5月20日現在)	第14期中間計算期間末 (平成25年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	79,122,988	58,083,704
親投資信託受益証券	1,548,647,687	1,585,216,582
未収入金	381,283	6,040,310
未収利息	65	47
流動資産合計	1,628,152,023	1,649,340,643
資産合計	1,628,152,023	1,649,340,643
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,957,066	-
未払解約金	1,507,423	7,511,460
未払受託者報酬	398,168	423,327
未払委託者報酬	6,768,741	7,196,544
その他未払費用	31,794	33,802
流動負債合計	30,663,192	15,165,133
負債合計	30,663,192	15,165,133
純資産の部		
元本等		
元本	1,372,316,682	1,382,550,230
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	225,172,149	251,625,280
(分配準備積立金)	171,020,082	158,408,606
元本等合計	1,597,488,831	1,634,175,510
純資産合計	1,597,488,831	1,634,175,510
負債純資産合計	1,628,152,023	1,649,340,643

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期中間計算期間 (自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月21日)	第14期中間計算期間 (自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日)
営業収益		
受取利息	15,015	7,798
有価証券売買等損益	50,160,491	32,721,113
営業収益合計	50,175,506	32,728,911
営業費用		
受託者報酬	407,345	423,327
委託者報酬	6,924,664	7,196,544
その他費用	32,525	33,802
営業費用合計	7,364,534	7,653,673
営業利益又は営業損失（ ）	42,810,972	25,075,238
経常利益又は経常損失（ ）	42,810,972	25,075,238
中間純利益又は中間純損失（ ）	42,810,972	25,075,238
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,220,218	1,494,488
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,280,434	225,172,149
剰余金増加額又は欠損金減少額	863,639	17,293,009
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	642,220	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	221,419	17,293,009
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	17,409,604
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	17,409,604
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	32,173,959	251,625,280

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成25年5月21日から平成26年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成25年5月21日から平成25年11月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第13期計算期間末 （平成25年5月20日現在）	第14期中間計算期間末 （平成25年11月20日現在）
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,372,316,682口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,382,550,230口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1641円 （10,000口当たり純資産額）（11,641円）	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1820円 （10,000口当たり純資産額）（11,820円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期中間計算期間 （自 平成24年5月22日 至 平成24年11月21日）	第14期中間計算期間 （自 平成25年5月21日 至 平成25年11月20日）
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 476,012円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 502,377円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の時価等に関する事項

	第13期計算期間 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）	第14期中間計算期間 （自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第13期計算期間 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）	第14期中間計算期間 （自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日）
期首元本額	1,529,787,113円	1,372,316,682円
期中追加設定元本額	156,031,692円	116,984,051円
期中一部解約元本額	313,502,123円	106,750,503円

2. デリバティブ取引関係

第13期計算期間末（平成25年 5月20日現在）

該当事項はございません。

第14期中間計算期間末（平成25年11月20日現在）

該当事項はございません。

【明治安田ライフプランファンド50】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第13期計算期間末 （平成25年5月20日現在）	第14期中間計算期間末 （平成25年11月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,446,934	57,929,693
親投資信託受益証券	1,563,219,531	1,558,901,742
未収入金	2,663,925	-
未収利息	66	47
流動資産合計	1,647,330,456	1,616,831,482
資産合計	1,647,330,456	1,616,831,482
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24,462,062	-
未払解約金	4,305,498	106,128
未払受託者報酬	514,349	572,977
未払委託者報酬	8,156,073	9,085,672
その他未払費用	44,032	49,047
流動負債合計	37,482,014	9,813,824
負債合計	37,482,014	9,813,824
純資産の部		
元本等		
元本	1,438,944,853	1,412,349,544
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	170,903,589	194,668,114
（分配準備積立金）	252,210,531	231,384,879
元本等合計	1,609,848,442	1,607,017,658
純資産合計	1,609,848,442	1,607,017,658
負債純資産合計	1,647,330,456	1,616,831,482

（ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期中間計算期間 （自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月21日）	第14期中間計算期間 （自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日）
営業収益		
受取利息	11,695	7,718
有価証券売買等損益	68,526,950	34,612,611
営業収益合計	68,538,645	34,620,329
営業費用		
受託者報酬	436,506	572,977
委託者報酬	6,921,633	9,085,672
その他費用	37,352	49,047
営業費用合計	7,395,491	9,707,696
営業利益又は営業損失（ ）	61,143,154	24,912,633
経常利益又は経常損失（ ）	61,143,154	24,912,633
中間純利益又は中間純損失（ ）	61,143,154	24,912,633
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	994,232	4,891,533
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	262,476,253	170,903,589
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,359,681	8,492,572
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,359,681	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	8,492,572
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,255,803	14,532,213
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	14,532,213
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,255,803	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	207,223,453	194,668,114

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成25年5月21日から平成26年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成25年5月21日から平成25年11月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第13期計算期間末 （平成25年5月20日現在）	第14期中間計算期間末 （平成25年11月20日現在）
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,438,944,853口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,412,349,544口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1188円 （10,000口当たり純資産額）（11,188円）	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1378円 （10,000口当たり純資産額）（11,378円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期中間計算期間 （自平成24年5月22日 至平成24年11月21日）	第14期中間計算期間 （自平成25年5月21日 至平成25年11月20日）
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 588,524円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 776,916円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の時価等に関する事項

	第13期計算期間 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）	第14期中間計算期間 （自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第13期計算期間 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）	第14期中間計算期間 （自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日）
期首元本額	1,391,713,438円	1,438,944,853円
期中追加設定元本額	170,537,624円	96,952,547円
期中一部解約元本額	123,306,209円	123,547,856円

2. デリバティブ取引関係

第13期計算期間末（平成25年 5月20日現在）

該当事項はございません。

第14期中間計算期間末（平成25年11月20日現在）

該当事項はございません。

【明治安田ライフプランファンド70】
（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第13期計算期間末 （平成25年5月20日現在）	第14期中間計算期間末 （平成25年11月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,616,967	37,366,159
親投資信託受益証券	961,879,635	958,567,075
未収入金	-	7,781,480
未収利息	46	30
流動資産合計	1,018,496,648	1,003,714,744
資産合計	1,018,496,648	1,003,714,744
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,291,847	-
未払解約金	2,950,896	17,063,600
未払受託者報酬	347,650	403,519
未払委託者報酬	5,345,073	6,204,105
その他未払費用	43,397	50,375
流動負債合計	23,978,863	23,721,599
負債合計	23,978,863	23,721,599
純資産の部		
元本等		
元本	955,740,463	919,487,289
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	38,777,322	60,505,856
（分配準備積立金）	187,719,072	158,134,653
元本等合計	994,517,785	979,993,145
純資産合計	994,517,785	979,993,145
負債純資産合計	1,018,496,648	1,003,714,744

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期中間計算期間 (自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月21日)	第14期中間計算期間 (自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日)
営業収益		
受取利息	6,692	4,834
有価証券売買等損益	47,916,561	29,702,339
営業収益合計	47,923,253	29,707,173
営業費用		
受託者報酬	283,211	403,519
委託者報酬	4,354,357	6,204,105
その他費用	35,337	50,375
営業費用合計	4,672,905	6,657,999
営業利益又は営業損失()	43,250,348	23,049,174
経常利益又は経常損失()	43,250,348	23,049,174
中間純利益又は中間純損失()	43,250,348	23,049,174
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	719,928	4,186,860
期首剰余金又は期首欠損金()	281,186,033	38,777,322
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,582,148	620,072
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,582,148	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	620,072
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,876,622	6,127,572
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,127,572
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,876,622	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	245,950,087	60,505,856

（ 3 ） 【 中間注記表 】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成25年5月21日から平成26年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成25年5月21日から平成25年11月20日までとなっております。

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

第13期計算期間末 （平成25年5月20日現在）	第14期中間計算期間末 （平成25年11月20日現在）
1. 計算期間の末日における受益権の総数 955,740,463口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 919,487,289口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0406円 （10,000口当たり純資産額）（10,406円）	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0658円 （10,000口当たり純資産額） 10,658円）

（ 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

第13期中間計算期間 （自平成24年5月22日 至平成24年11月21日）	第14期中間計算期間 （自平成25年5月21日 至平成25年11月20日）
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用
支払金額 365,400円	支払金額 520,460円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の時価等に関する事項

	第13期計算期間 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）	第14期中間計算期間 （自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第13期計算期間 （自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日）	第14期中間計算期間 （自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日）
期首元本額	917,314,821円	955,740,463円
期中追加設定元本額	171,089,795円	126,378,317円
期中一部解約元本額	132,664,153円	162,631,491円

2. デリバティブ取引関係

第13期計算期間末（平成25年 5月20日現在）

該当事項はございません。

第14期中間計算期間末（平成25年11月20日現在）

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年11月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	59,292,889
株式	3,392,499,600
未収入金	45,589,880
未収配当金	23,770,004
未収利息	48
流動資産合計	3,521,152,421
資産合計	3,521,152,421
負債の部	
流動負債	
未払金	18,100,676
未払解約金	15,054,504
流動負債合計	33,155,180
負債合計	33,155,180
純資産の部	
元本等	
元本	3,637,347,828
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	149,350,587
元本等合計	3,487,997,241
純資産合計	3,487,997,241
負債純資産合計	3,521,152,421

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成25年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成25年1月22日から平成26年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(平成25年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成25年5月21日 至 平成25年11月20日）の元本状況	
期首（平成25年5月21日）の元本額	4,325,298,806円
対象期間中の追加設定元本額	260,629,168円
対象期間中の一部解約元本額	948,580,146円
平成25年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	856,788,612円
明治安田ライフプランファンド20	256,063,429円
明治安田ライフプランファンド50	510,293,123円
明治安田ライフプランファンド70	411,313,466円
明治安田外債日本株ファンド	973,800,451円
楽天資産形成ファンド	404,552,258円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	42,732,321円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	39,741,659円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	26,360,751円
明治安田VA日本株式ファンド（適格機関投資家専用）	115,701,758円
計	3,637,347,828円
2. 元本の欠損	149,350,587円
3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9589円
（10,000口当たり純資産額）	(9,589円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

[次へ](#)

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	（平成25年11月20日現在）	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
預金		1,196,557
コール・ローン		9,687,411
株式		1,501,305,358
投資証券		15,013,301
派生商品評価勘定		15,229
未収入金		5,424,751
未収配当金		2,450,896
未収利息		7
流動資産合計		1,535,093,510
資産合計		1,535,093,510
負債の部		
流動負債		
未払金		5,446,117
未払解約金		5,537,353
流動負債合計		10,983,470
負債合計		10,983,470
純資産の部		
元本等		
元本		1,069,707,730
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		454,402,310
元本等合計		1,524,110,040
純資産合計		1,524,110,040
負債純資産合計		1,535,093,510

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>また、受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成25年11月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成25年4月23日から平成26年4月21日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成25年11月20日現在)

1. 元本の移動	
対象期間(自平成25年5月21日 至 平成25年11月20日)の元本状況	
期首(平成25年5月21日)の元本額	1,138,013,933円
対象期間中の追加設定元本額	99,009,402円
対象期間中の一部解約元本額	167,315,605円
平成25年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	274,015,927円
明治安田ライフプランファンド20	29,779,172円
明治安田ライフプランファンド50	114,159,639円
明治安田ライフプランファンド70	103,850,014円
フコク株25大河	61,342,951円
フコク株50大河	141,304,800円
フコク株75大河	168,268,336円
楽天資産形成ファンド	132,005,661円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	18,720,627円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	4,745,640円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	8,848,765円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	6,868,280円
大河25VA 適格機関投資家専用	1,203,041円
大河50VA 適格機関投資家専用	2,238,574円
大河75VA 適格機関投資家専用	2,356,303円
計	1,069,707,730円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4248円
(10,000口当たり純資産額)	(14,248円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田欧州株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年11月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	135,314,587
コール・ローン	559,798,300
株式	2,727,743,588
派生商品評価勘定	161,371
未収入金	27,784,723
未収配当金	2,127,711
未収利息	460
流動資産合計	3,452,930,740
資産合計	3,452,930,740
負債の部	
流動負債	
未払金	447,590,493
未払解約金	2,053,640
流動負債合計	449,644,133
負債合計	449,644,133
純資産の部	
元本等	
元本	1,882,897,847
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,120,388,760
元本等合計	3,003,286,607
純資産合計	3,003,286,607
負債純資産合計	3,452,930,740

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成25年11月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成25年1月22日から平成26年1月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成25年11月20日現在)

1. 元本の移動	
対象期間（自 平成25年 5月21日 至 平成25年11月20日）の元本状況	
期首（平成25年 5月21日）の元本額	1,218,587,279円
対象期間中の追加設定元本額	875,029,821円
対象期間中の一部解約元本額	210,719,253円
平成25年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田欧州株式ファンド	1,349,581,869円
明治安田ライフプランファンド20	25,963,510円
明治安田ライフプランファンド50	101,867,177円
明治安田ライフプランファンド70	93,456,836円
フコク株25大河	36,507,853円
フコク株50大河	84,119,954円
フコク株75大河	98,924,935円
楽天資産形成ファンド	58,367,903円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	12,602,892円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	4,195,482円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	7,911,405円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	5,964,249円
大河25VA 適格機関投資家専用	717,055円
大河50VA 適格機関投資家専用	1,323,926円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,392,801円
計	1,882,897,847円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5950円
(10,000口当たり純資産額)	(15,950円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	（平成25年11月20日現在）	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,362,161	
国債証券	2,674,742,690	
社債券	1,818,293,000	
未収入金	71,249,500	
未収利息	12,943,114	
前払費用	2,743,266	
流動資産合計	4,613,333,731	
資産合計	4,613,333,731	
負債の部		
流動負債		
未払金	71,008,520	
流動負債合計	71,008,520	
負債合計	71,008,520	
純資産の部		
元本等		
元本	3,427,295,251	
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,115,029,960	
元本等合計	4,542,325,211	
純資産合計	4,542,325,211	
負債純資産合計	4,613,333,731	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成25年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成25年1月22日から平成26年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(平成25年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成25年5月21日 至 平成25年11月20日）の元本状況	
期首（平成25年5月21日）の元本額	10,780,925,920円
対象期間中の追加設定元本額	828,879,657円
対象期間中の一部解約元本額	8,182,510,326円
平成25年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	1,575,839,752円
明治安田ライフプランファンド20	760,844,041円
明治安田ライフプランファンド50	380,666,752円
明治安田ライフプランファンド70	126,429,802円
楽天資産形成ファンド	317,487,909円
明治安田VA日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	105,867,830円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	122,562,013円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	29,881,092円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	7,716,060円
計	3,427,295,251円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3253円
（10,000口当たり純資産額）	(13,253円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	(平成25年11月20日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	8,160,066
コール・ローン	87,762,829
国債証券	2,130,443,465
特殊債券	108,591,103
社債券	205,276,068
派生商品評価勘定	8,748,256
未収利息	16,656,382
前払費用	7,397,105
流動資産合計	2,573,035,274
資産合計	2,573,035,274
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,325,461
未払金	14,454,250
未払解約金	5,005,806
流動負債合計	27,785,517
負債合計	27,785,517
純資産の部	
元本等	
元本	1,079,195,594
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,466,054,163
元本等合計	2,545,249,757
純資産合計	2,545,249,757
負債純資産合計	2,573,035,274

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成25年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成25年3月12日から平成26年3月10日までとなっております。

(その他の注記)

(平成25年11月20日現在)

1. 元本の移動	
対象期間(自平成25年5月21日 至 平成25年11月20日)の元本状況	
期首(平成25年5月21日)の元本額	1,224,021,385円
対象期間中の追加設定元本額	13,350,787円
対象期間中の一部解約元本額	158,176,578円
平成25年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田外国債券ファンド	60,608,500円
明治安田ライフプランファンド20	104,935,167円
明治安田ライフプランファンド50	101,738,911円
明治安田ライフプランファンド70	42,218,370円
フコク株25大河	29,933,232円
フコク株50大河	44,481,957円
明治安田外債日本株ファンド	505,768,643円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	160,524,448円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	17,032,843円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	8,001,609円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,607,557円
大河25VA 適格機関投資家専用	604,348円
大河50VA 適格機関投資家専用	740,009円
計	1,079,195,594円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3585円
(10,000口当たり純資産額)	(23,585円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

明治安田ライフプランファンド20

(平成25年12月30日現在)

資産総額	1,679,079,529 円
負債総額	4,081,350 円
純資産総額 (-)	1,674,998,179 円
発行済数量	1,390,733,664 口
1口当たり純資産額 (/)	1.2044 円

明治安田ライフプランファンド50

(平成25年12月30日現在)

資産総額	1,686,699,783 円
負債総額	3,665,976 円
純資産総額 (-)	1,683,033,807 円
発行済数量	1,419,563,889 口
1口当たり純資産額 (/)	1.1856 円

明治安田ライフプランファンド70

(平成25年12月30日現在)

資産総額	1,025,125,909 円
負債総額	6,122,602 円
純資産総額 (-)	1,019,003,307 円
発行済数量	906,484,926 口
1口当たり純資産額 (/)	1.1241 円

参考

親投資信託の現況は以下のとおりです。

純資産額計算書

明治安田日本株式マザーファンド (平成25年12月30日現在)

資産総額	3,630,323,701 円
負債総額	26,848,522 円
純資産総額 (-)	3,603,475,179 円
発行済数量	3,525,936,782 口
1口当たり純資産額 (/)	1.0220 円

明治安田アメリカ株式マザーファンド (平成25年12月30日現在)

資産総額	1,616,586,541 円
負債総額	24,731,746 円
純資産総額 (-)	1,591,854,795 円
発行済数量	1,031,015,783 口
1口当たり純資産額 (/)	1.5440 円

明治安田欧州株式マザーファンド (平成25年12月30日現在)

資産総額	6,223,245,098 円
負債総額	544,449 円
純資産総額 (-)	6,222,700,649 円
発行済数量	3,590,906,032 口
1口当たり純資産額 (/)	1.7329 円

明治安田日本債券マザーファンド (平成25年12月30日現在)

資産総額	4,957,768,229 円
負債総額	400,092,000 円
純資産総額 (-)	4,557,676,229 円
発行済数量	3,447,779,237 口
1口当たり純資産額 (/)	1.3219 円

明治安田外国債券マザーファンド (平成25年12月30日現在)

資産総額	4,591,510,269 円
負債総額	2,041,099,234 円
純資産総額 (-)	2,550,411,035 円
発行済数量	1,029,312,666 口
1口当たり純資産額 (/)	2.4778 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容該当事項はありません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項該当事項はありません。

(5) 振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年12月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	144 本	690,533,692,472 円
単位型株式投資信託	1 本	2,947,215,590 円
合 計	145 本	693,480,908,062 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,798,082	7,585,064
前払費用	96,609	80,260
未収入金	1,594	¹ 190,980
未収委託者報酬	406,697	487,397
未収運用受託報酬	¹ 497,131	¹ 141,641
未収投資助言報酬	¹ 170,156	¹ 197,081
その他	1,757	15,812
流動資産合計	8,972,029	8,698,236
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 120,876	² 90,863
器具備品	² 132,336	² 117,771
有形固定資産合計	253,213	208,635
無形固定資産		
ソフトウェア	22,377	57,810
電話加入権	6,662	6,662
その他	8,170	340
無形固定資産合計	37,210	64,813
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 190,699	97,273
長期前払費用	185	95
投資その他の資産合計	190,884	97,368
固定資産合計	481,307	370,817
資産合計	9,453,336	9,069,054

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,168	82,916
未払金	339,611	539,304
未払収益分配金	158	135
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	163,484	198,056
その他未払金	168,652	333,796
未払費用	32,463	30,603
未払法人税等	10,892	7,214
未払消費税等	36,590	-
賞与引当金	104,985	86,215
流動負債合計	542,711	746,254
固定負債		
退職給付引当金	114,893	84,636
資産除去債務	55,470	27,376
固定負債合計	170,363	112,012
負債合計	713,075	858,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,050,436	520,962
利益剰余金合計	4,225,478	3,696,003
株主資本合計	8,740,261	8,210,787
純資産合計	8,740,261	8,210,787
負債・純資産合計	9,453,336	9,069,054

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		3,037,583		2,773,510
受入手数料		25,800		21,027
運用受託報酬		1,970,292		1,564,002
投資助言報酬		332,526		372,192
営業収益合計		5,366,202		4,730,732
営業費用				
支払手数料		1,402,793		1,246,685
広告宣伝費		22,521		17,645
公告費		323		-
調査費		967,154		975,236
調査費		390,141		385,416
委託調査費		577,013		589,820
委託計算費		266,632		287,651
営業雑経費		96,076		90,766
通信費		19,416		17,735
印刷費		66,048		61,830
協会費		6,780		7,902
諸会費		3,346		3,283
営業雑費		484		14
営業費用合計		2,755,501		2,617,985
一般管理費				
給料		1,532,277		1,423,034
役員報酬		70,098		59,208
給料・手当		1,219,741		1,123,919
賞与		242,437		239,907
その他報酬		2,242		-
賞与引当金繰入		104,985		86,215
福利厚生費		246,627		239,485
交際費		1,974		1,049
寄付金		200		200
旅費交通費		32,460		27,549
租税公課		24,888		21,013
不動産賃借料		237,951		209,742
退職給付費用		53,431		27,754
固定資産減価償却費		85,762		81,773
諸経費		149,865		141,550
一般管理費合計		2,472,666		2,259,368
営業利益又は営業損失()		138,034		146,621

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
	（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
営業外収益		
受取利息	4,070	3,610
償還金等時効完成分	12	50
保険契約返戻金・配当金	¹ 2,275	¹ 1,192
貸倒引当金戻入額	15,785	-
雑益	3,513	848
営業外収益合計	25,657	5,702
営業外費用		
為替差損	506	-
賃貸借契約解約損	-	117
雑損	-	1
営業外費用合計	506	119
経常利益又は経常損失（ ）	163,185	141,038
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 611	² 161,764
合併関連費用	³ 3,400	-
本社移転関連費用	-	¹ 88,653
特別退職加算金等	-	130,628
特別損失合計	4,011	381,046
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	159,174	522,084
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	142,624	-
法人税等合計	144,914	2,290
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,260	524,374

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		1,000,000		1,000,000
当期変動額		-		-
当期末残高		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		660,443		660,443
当期変動額		-		-
当期末残高		660,443		660,443
その他資本剰余金				
当期首残高		2,854,339		2,854,339
当期変動額		-		-
当期末残高		2,854,339		2,854,339
資本剰余金合計				
当期首残高		3,514,783		3,514,783
当期変動額		-		-
当期末残高		3,514,783		3,514,783
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		83,040		83,040
当期変動額		-		-
当期末残高		83,040		83,040
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		3,092,001		3,092,001
当期変動額		-		-
当期末残高		3,092,001		3,092,001
繰越利益剰余金				
当期首残高		1,036,176		1,050,436
当期変動額				
剰余金の配当		-		5,099
当期純利益又は当期純損失()		14,260		524,374
当期変動額合計		14,260		529,474
当期末残高		1,050,436		520,962
利益剰余金合計				
当期首残高		4,211,217		4,225,478
当期変動額				
剰余金の配当		-		5,099
当期純利益又は当期純損失()		14,260		524,374
当期変動額合計		14,260		529,474
当期末残高		4,225,478		3,696,003
株主資本合計				
当期首残高		8,726,001		8,740,261
当期変動額				
剰余金の配当		-		5,099
当期純利益又は当期純損失()		14,260		524,374
当期変動額合計		14,260		529,474
当期末残高		8,740,261		8,210,787

重要な会計方針

<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8年～18年</p> <p>器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未収入金	-	190,313千円
未収運用受託報酬	8,944千円	5,926千円
未収投資助言報酬	164,758千円	190,120千円
長期差入保証金	190,313千円	-

2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	133,261千円	1,052千円
器具備品	327,061千円	222,594千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,275千円	1,192千円
本社移転関連費用	-	30,179千円

2 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

3 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2) 未収入金	1,594	1,594	-
(3) 未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(4) 未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(5) 未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(6) 長期差入保証金	190,699	187,683	3,015
資産計	9,064,361	9,061,345	3,015
(1) 未払手数料	163,484	163,484	-
(2) その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
(2) 未収入金	190,980	190,980	-
(3) 未収委託者報酬	487,397	487,397	-
(4) 未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
(5) 未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
(6) 長期差入保証金	97,273	84,120	13,152
資産計	8,699,437	8,686,284	13,152
(1) 未払手数料	198,056	198,056	-
(2) その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収入金	1,594	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	-	-	-
長期差入保証金	-	190,313	-	-
合計	8,873,566	190,313	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収入金	190,980	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,601,907	-	-	96,907

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	427,062	454,392
(2) 年金資産 (千円)	312,169	369,756
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	114,893	84,636
(4) 退職給付引当金 (3) (千円)	114,893	84,636

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用 (千円)	53,431	27,754

(注1) 当事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	448,266	千円	689,786	千円
税務上の繰延資産償却超過額	52,268	"	46,523	"
賞与引当金繰入限度超過額	39,904	"	32,770	"
退職給付引当金繰入限度超過額	42,472	"	31,036	"
その他	38,408	"	24,586	"
繰延税金資産小計	621,320	"	824,703	"
評価性引当額	616,061	"	814,989	"
繰延税金資産合計	5,259	"	9,713	"
繰延税金負債				
資産除去費用	5,259	"	9,713	"
繰延税金負債合計	5,259	"	9,713	"
繰延税金資産の純額	-	"	-	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	40.69	%	-	
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.50	"	-	
評価性引当額の増減	48.41	"	-	
住民税均等割	1.44	"	-	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	91.04	%	-	

（注）当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、当事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を16年から15年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
期首残高	54,977	千円	55,470	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	27,316	"
時の経過による調整額	492	"	515	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	55,925	"
期末残高	55,470	千円	27,376	千円

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	110,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	34,961	未収運用受託報酬	8,944
							投資助言報酬	321,882	未収投資助言報酬	164,758
							支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
							事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	462,766円00銭	434,732円21銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額()	755円02銭	27,763円78銭

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	8,740,261	8,210,787
普通株式に係る純資産額(千円)	8,740,261	8,210,787
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	14,260	524,374
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	14,260	524,374
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,621,212
未収委託者報酬	630,413
未収運用受託報酬	274,033
未収投資助言報酬	213,599
その他	123,531
流動資産合計	8,862,789
固定資産	
有形固定資産	¹ 195,629
無形固定資産	55,499
投資その他の資産	96,967
長期差入保証金	96,907
その他	60
固定資産合計	348,096
資産合計	9,210,886
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	241,591
未払法人税等	26,104
賞与引当金	50,790
その他	² 309,516
流動負債合計	635,316
固定負債	
退職給付引当金	64,813
資産除去債務	27,556
固定負債合計	92,369
負債合計	727,686
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	793,374
利益剰余金合計	3,968,416
株主資本合計	8,483,199
純資産合計	8,483,199
負債純資産合計	9,210,886

中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,941,332
受入手数料	5,659
運用受託報酬	653,658
投資助言報酬	203,859
営業収益合計	2,804,509
営業費用	
支払手数料	860,541
その他営業費用	780,585
営業費用合計	1,641,127
一般管理費	¹ 875,273
営業利益	288,109
営業外収益	² 3,013
営業外費用	61
経常利益	291,061
特別利益	-
特別損失	190
税引前中間純利益	290,870
法人税、住民税及び事業税	18,457
法人税等調整額	-
法人税等合計	18,457
中間純利益	272,412

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成25年4月1日	
	至 平成25年9月30日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高		1,000,000
当中間期変動額		-
当中間期末残高		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		660,443
当中間期変動額		-
当中間期末残高		660,443
その他資本剰余金		
当期首残高		2,854,339
当中間期変動額		-
当中間期末残高		2,854,339
資本剰余金合計		
当期首残高		3,514,783
当中間期変動額		-
当中間期末残高		3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		83,040
当中間期変動額		-
当中間期末残高		83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		3,092,001
当中間期変動額		-
当中間期末残高		3,092,001
繰越利益剰余金		
当期首残高		520,962
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		793,374
利益剰余金合計		
当期首残高		3,696,003
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		3,968,416
株主資本合計		
当期首残高		8,210,787
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		8,483,199

重要な会計方針

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8年～18年</p> <p>器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

会計方針の変更

該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	4,209千円
器具備品	234,681千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	22,874千円
無形固定資産	9,797千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	1,419千円
保険契約返戻金・配当金	1,269千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,621,212	7,621,212	-
(2)未収委託者報酬	630,413	630,413	-
(3)未収運用受託報酬	274,033	274,033	-
(4)未収投資助言報酬	213,599	213,599	-
(5)長期差入保証金	96,907	83,312	13,594
資産計	8,836,165	8,822,570	13,594
(1)未払手数料	241,591	241,591	-
負債計	241,591	241,591	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	27,376千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	179千円
当中間会計期間末残高	<u>27,556千円</u>

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	1,941,332	5,659	653,658	203,859	2,804,509

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	449,155円49銭
1株当たり中間純利益金額	14,423円27銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益金額(千円)	272,412
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	272,412
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,260百万円（平成25年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 平成25年3月末現在	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社 S B I 証券	10,000 7,495 47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行 株式会社東京都民銀行 株式会社北陸銀行 株式会社北海道銀行	36,166 48,120 140,409 93,524	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	620,000 平成25年3月末現在の基金 および基金償却積立金の合計	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

名称	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
資本金の額	35,500万ポンド（平成25年3月末現在）
事業の内容	イギリスにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでおります。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

名称	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
資本金の額	12,500万ポンド（平成25年3月末現在）
事業の内容	イギリスにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

投資顧問会社として、運用指図に関する権限の一部の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

1．名称、資本金の額及び事業の内容

（平成25年3月末現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2．関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3．資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年7月12日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の平成24年5月22日から平成25年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の平成25年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年7月12日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の平成24年5月22日から平成25年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の平成25年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年7月12日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の平成24年5月22日から平成25年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の平成25年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年1月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の平成25年5月21日から平成25年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の平成25年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年1月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の平成25年5月21日から平成25年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の平成25年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年1月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の平成25年5月21日から平成25年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の平成25年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 前 正 紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)